ディスクロージャー

2026

JA大阪北部

はじめに

日頃、みなさまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

ＪＡ大阪北部は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のみなさまのためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー 2026」を作成いたしました。

また、当ＪＡが取り組んでいる自己改革工程表についても記載しています。

みなさまが当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月　大阪北部農業協同組合

ＪＡ大阪北部のプロフィール

◇名称	大阪北部農業協同組合	◇購買品取扱高	5億円
◇設立	平成12年4月	◇販売品取扱高	4億円
◇本店所在地	箕面市桜井2-8-8	◇組合員数	17,881人
◇出資金	15億円	◇役員数	31人
◇総資産	4,164億円	◇職員数	191人
◇単体自己資本比率	16.25%	◇本支店・センター数	21
◇貯金残高	3,894億円	◇根拠法	農業協同組合法
◇貸出金残高	509億円		
◇長期共済保有高	5,442億円		

令和8年3月31日現在

ＪＡ綱領

― わたしたちＪＡのめざすもの ―

わたしたちＪＡの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは
1．地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1．環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1．ＪＡへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1．自主・自立と民主的運営の基本に立ち、ＪＡを健全に経営し信頼を高めよう。
1．協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

目　　次

ごあいさつ　・・・

ごあいさつ

組合員・利用者のみなさまには、ＪＡ大阪北部の業務運営につきまして、格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年度のわが国の経済は足元の景気は緩やかな回復局面にあるものの、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、個人消費や民間需要の力強さを欠く状況が続いています。

農業関係の状況では、農業者人口減少と高齢化が著しく進行しており、「農業の担い手不足」による、遊休・不耕作農地の増加などが深刻化しています。そういった中で、「多様な人材の参画」、「雇用創出」を通じた「地域活性化の取り組み」が必要とされています。

令和7年度は「第9次中期経営計画」（令和7年度～令和9年度）の初年度として、基本方針のもと基本目標の「持続可能な地域農業の振興」では、鳥獣被害対策補助や狩猟免許補助事業で農業・農村における地域振興を継続して行い、地域を支える多様な農業者への支援としてドローンやリモコン草刈機を活用した農業支援を実施しました。

また、「協同活動・ＪＡ事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現」として、地域の小学校での出前授業や多様な組合員等の参画促進として、「農業の応援団」や「プランター栽培講習会」を実施しました。

さらに、支店運営委員会、組合員座談会、准組合員モニターなどのご意見・ご要望を自己改革に反映させることや組合員のみなさまとの対話運動をさらにすすめることにより「活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立」をすすめてまいります。

本冊子は令和7年度の事業実績や活動内容等を取りまとめております。みなさまが当ＪＡを利用されるにあたっての一助として、ご一読いただければ幸いに存じます。

今後とも引き続き、より一層の経営の健全性、信頼性向上に努めてまいりますので、組合員・利用者のみなさまのご理解とご支援・ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

令和８年７月

大阪北部農業協同組合

代表理事組合長　中井　勝次

1. 経営理念

「食と農を基軸とした協同組合」としての事業活動によるＪＡファンづくりと、組合員・地域住民に愛される組織基盤づくりを目指します。

2. 経営方針

持続可能な地域農業の振興に取り組み、ＪＡの協同活動と総合事業を通じて、組合員のくらし・地域社会に貢献し、健全経営の確立・強化を図ります。

基 本 目 標

１．持続可能な地域農業の振興
２．協同活動・ＪＡ事業を通じた組合員の豊かなくらしの実現
３．活動と事業の好循環による価値提供を支える健全・強固な経営基盤の確立
４．協同組合らしい人づくり
５．広報活動の強化によるＪＡの魅力発信

3. 経営管理体制

◇経営執行体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

ＪＡの業務執行を行う理事には、組合各業務の専門化に対応するため、職員出身者の登用を行うとともに、男女共同参画社会基本法に基づき女性の理事への登用も行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

なお、当ＪＡの令和7年6月24日開催の第25回通常総代会で選任された理事は、平成27年農協法改正により適用することとされた、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項1号の理事構成要件を満たしています。

＜参考＞

内部統制システム基本方針

2019年 3月 1日制定
2024年 4月 1日改定
大阪北部農業協同組合

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

１．理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（１）組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
（２）重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
（３）内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
（４）「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
（５）組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談若しくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
（６）監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
（７）業務上知り得た当組合及び関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

２．理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（１）文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
（２）個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
（３）サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（１）認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
（２）理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

４．理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（１）職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
（２）中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

５．監事監査の実効性を確保するための体制
（１）監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
（２）監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
（３）理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通を図ることにより、効率的・効果的監査を支援する。

６．組合における業務の適正を確保するための体制
（１）各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。

７．財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
（１）会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
（２）適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
（３）法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
（４）財務諸表の適正性、財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

以　上

4. 事業の概況

①指導事業

持続可能な地域農業の振興のため、新規就農者や定年帰農者等を対象とした実践的農業講座（11回）を開催、農家所得増大に向けた栽培指導として農産物直売所出荷者を対象に栽培講習会（2回）を開催、農家労働力の確保・支援として栗栽培のボランティア活動（5回）を実施しました。

農家所得の増大・周年供給栽培に向けた補助事業として、農業用ハウス資材購入補助事業（28件・1,825千円）を実施し、鳥獣被害対策として、有害鳥獣被害防止対策事業（222件・6,581千円）、狩猟免許に係る費用助成事業（34件・605千円）を実施しました。

②信用事業

（貯金の状況）

金融機関を取り巻く競争環境の激化の中、サマーキャンペーン、ウィンターキャンペーン等を実施しました。また、年金や相続にかかる相談対応にも積極的に取り組みました。さらに「新しい生活様式」に見合った非対面決済を可能とするサービスとして、ＪＡバンクアプリ、インターネットバンキングやＪＡカードの普及に積極的に取り組みました。

その結果、貯金残高は3,894億23百万円となり、1,203件の年金振込を口座指定していただきました。

（貸出金の状況）

不動産業者への住宅ローン推進や組合員の賃貸住宅建築、相続に関する相談対応に取り組んだ結果、貸出金の新規実行金額は95億36百万円となり、貸出金残高は509億82百万円となりました。

③共済事業

契約者の加入内容や近況確認などアフターフォローとして3Q訪問活動によりあんしんチェック（保障内容の確認・点検・見直し等）を3,099件行い組合員・利用者のみなさまが必要とされる共済の普及活動を行った結果、長期共済で390億7百万円、自動車共済で6,775件の実績となりました。

また、病気や罹災及び自動車共済事故に対する共済金の支払い状況は、生命共済で14億19百万円、建物更生共済で1億12百万円、自動車共済で1億87百万円、その他共済を含めた支払い共済金の合計は17億29百万円となりました。

④購買事業

農家所得の増大に向けて生産トータルコスト低減対策として、肥料や農薬の予約購買を年2回実施、昨年に引続き春の予約購買において、当組合独自の農業資材高騰対策として、主要な肥料13品目、農薬5品目の価格低減を図りました。

購買店舗では総合展示会の開催や、個別の訪問による商品提案も行いました。

小型農機具等の修理を2,095件実施し、アフターサービスの向上に取り組みました。

その結果、購買品取扱高実績は5億31百万円となりました。

⑤販売事業

米の集荷量が減少したため、「シルク21」は、数量制限を設けての販売となりました。地産地消米は、「シルク21」を含め、管内各小中学校や農産物直売所で414トンを販売しました。

また、地元特産品の山椒・栗・枇杷・柚子を15トン荷受し、販売しました。

その結果、販売品取扱高実績は4億17百万円となりました。

農産物直売所(ほく彩館)

食の安全・安心に関する取り組みとして、農薬の安全使用に関する出荷者講習会を開催、生産者と消費者を結ぶ活動として、出荷者による対面販売を12回実施しました。

他ＪＡなどの商品を取り寄せ、顧客ニーズに応じた店舗運営・イベントを210回実施、SNS（LINE、インスタグラム）を活用したタイムリーな情報発信に努めました。

その結果、農産物直売所取扱高実績は2億23百万円となりました。

⑥利用事業

水稲苗39,927枚を育苗供給し、乾燥調製では約623トンの玄米調製を行いました。また、田植えや稲刈りの農作業受託を約25ha、ドローンによる農薬散布を約135ha実施しました。

⑦資産相談事業

訪問面談による資産相談業務を強化し、不動産有効活用や土地売買等のニーズ把握と情報収集に注力し、組合員が抱える問題解決に積極的に取り組みました。

また、賃貸住宅管理では入退去時に適切なリフォームを行い、空室率を改善するとともに、外壁塗装等の大規模リフォームの提案に努めました。

その結果、宅地等供給事業総利益は92百万円となりました。

5. 事業活動のトピックス

年　月　日	事　　項
令和7年　4.1	人事異動、入組式、監事監査(期末棚卸監査)
4.3	会計監査人監査(現金棚卸監査　みのり監査法人)
4.9～10	令和8年度職員採用説明会
4.16	第4期実践的農業講座(1回目 開講式)
4.17	事業推進大会
4.22	第1回ALM・リスク管理委員会、第1回コンプライアンス委員会
4.24	第1回ほく彩館料理講座
4.30	理事会、監事会
5.7	第25回女性協議会通常総会(山荘風の杜)
5.14	第4期実践的農業講座(2回目)
5.14～15	監事監査(期末監査)
5.15	みのり監査法人と監事の定期的会合、代表理事等と監事の定期的会合
5.15～16	会計監査人監査(期末監査　みのり監査法人)
5.19・21～22	支店別組合員座談会
5.22	第2回ALM・リスク管理委員会
5.23	准組合員モニター活動(事業紹介)
	第25回年金友の会通常総会(麻田支店)
5.24	小曽根支店運営委員会ふれあい活動(落語会)
5.30	理事会、監事会
5.31	親と子の「農業の応援団」(サツマイモ植付)
6.2～7.31	夏季貯蓄キャンペーン(サマーキャンペーン)
6.11	第2回コンプライアンス委員会
6.18	第4期実践的農業講座(3回目)
	第25回実行組合長会連絡協議会通常総会(本店大会議室)
6.24	第25回通常総代会、理事会、監事会
6.25	基礎栽培講習会(1回目 夏まき野菜)
7.1	土壌分析診断
7.8	准組合員モニター活動(施設見学)
7.8～11	第4期実践的農業講座(4回目 圃場実習)
7.15	第3回ALM・リスク管理委員会、第3回コンプライアンス委員会
7.24	理事会、監事会
7.28～29	女性協議会役員研修旅行(鳥取県)
7.29	第2回ほく彩館料理講座
8.18	夏休みにチャレンジ！親子クッキング
8.20	第4回ALM・リスク管理委員会、第4期実践的農業講座(5回目)
8.26	栗栽培のボランティア活動(1回目)
8.28～9.4	会計監査人監査(期中Ⅰ監査　みのり監査法人)
9.13	親と子の食農体験学習(大阪府立豊中高校能勢分校)
9.16	第4回コンプライアンス委員会
9.18	栗栽培のボランティア活動(2回目)
9.26	理事会、監事会
9.30	栗栽培のボランティア活動(3回目)
10.1	新入職員内定式、入組式、監事監査(半期棚卸監査)
10.2	准組合員モニター活動(サツマイモ・栗収穫)
10.3	大阪府常例検査 (現物検査)
10.4	親と子の「農業の応援団」(サツマイモ収穫)
	おおさかのてっぺんフェスティバル(能勢町)
10.7～30	「農業の応援団」各支店にてプランター栽培講習会
10.15	麻田支店運営委員会ふれあい活動(ゴルフコンペ)
10.21	第5回ALM・リスク管理委員会、第5回コンプライアンス委員会
10.22	第4期実践的農業講座(6回目)
10.23	コンプライアンス・人権研修会
10.30	理事会、監事会
11.4～12.30	冬季貯蓄キャンペーン(ウィンターキャンペーン)
11.6	第3回ほく彩館料理講座、豊川支店運営委員会ふれあい活動(ゴルフコンペ)
11.6～7	監事監査(半期決算監査)
11.7	代表理事等と監事の定期的会合

年　月　日	事　　項
11.8	池田市農業祭
11.9	豊能町農業祭
11.10	第4期実践的農業講座(7回目　視察研修:滋賀県)
11.11～13	支店別組合員座談会
11.14	細河支店運営委員会ふれあい活動(機械講習会)
11.18	第6回ALM・リスク管理委員会、第6回コンプライアンス委員会
	女性協議会仲間づくり旅行(奈良県)
11.22	豊中市農業祭
11.25～28	会計監査人監査(期中Ⅱ監査　みのり監査法人)
11.27	理事会、監事会、みのり監査法人と監事の定期的会合
11.29	箕面市農業祭
12.1～2	土壌分析診断
12.3	第1回営農経済委員会、第4期実践的農業講座(8回目)
12.4	第1回総務委員会、第1回金融共済委員会、ほく彩館男の料理講座
12.11～18	大阪府常例検査(本検査)
12.12	実行組合長会連絡協議会視察研修(兵庫県)
12.23	理事会、監事会、役員コンプライアンス・人権研修会
令和8年 1.14	第4期実践的農業講座(9回目)
1.17	親と子の「農業の応援団」(親子クッキング)
1.20	准組合員モニター活動(意見交換会)
1.21	第7回ALM・リスク管理委員会、第7回コンプライアンス委員会
1.24	豊川支店運営委員会ふれあい活動(落語会)
1.27	能勢支店運営委員会ふれあい活動(紙芝居口演・スマホ教室)
1.29	理事会、監事会
1.29～2.3	会計監査人監査(内部統制運用評価　みのり監査法人)
2.2～3.31	なつかしのちょきんぎょ貯蓄キャンペーン
2.4	第4期実践的農業講座(10回目)
2.5	第4回ほく彩館料理講座
	池田支店運営委員会ふれあい活動(税務セミナー)
2.10	栗栽培のボランティア活動(4回目)
2.12	東郷支店運営委員会ふれあい活動(営農講習会)
2.16	豊川支店運営委員会ふれあい活動(料理教室)
2.17	第8回ALM・リスク管理委員会
2.18	基礎栽培講習会(2回目　土づくり等)
2.19	小曽根支店運営委員会ふれあい活動(スマホ教室)
2.20～21	系統施行賃貸住宅実例見学会
2.25	豊能支店運営委員会ふれあい活動(視察研修)
2.26	理事会、監事会
3.3・12	教材本贈呈　管内3市2町
3.4	第4期実践的農業講座(11回目　修了式)
3.5	第2回総務委員会、第2回金融共済委員会、第2回営農経済委員会
3.9	櫻井谷支店運営委員会ふれあい活動(営農講習会)
3.10	栗栽培のボランティア活動(5回目)
3.11	庄内支店運営委員会ふれあい活動(ふれあい旅行)
	農産物直売所出荷者講習会
3.12	櫻井谷支店運営委員会ふれあい活動(防犯講習会・認知症サポーター養成講座)
	小曽根支店運営委員会ふれあい活動(ゴルフコンペ)
3.12～16	会計監査人監査(自己査定監査　みのり監査法人)
3.17	第9回ALM・リスク管理委員会、第8回コンプライアンス委員会
3.19～20	賃貸住宅実例見学会
3.27	理事会、監事会
3.31	会計監査人監査(期末棚卸監査　みのり監査法人)

年金相談会開催回数	教材本出前授業	プランターで野菜作り体験・調理実習
18回	管内21小学校	管内3校6回

6. 農業振興活動

○安全・安心な農作物の提供を目指し生産履歴記帳運動を展開しています。
　当ＪＡに出荷される米については、出荷契約書と同時に栽培記録簿を配布し、米の出荷前に回収・点検をしています。また、農産物直売所への野菜等の出荷についても栽培防除履歴記帳の徹底を指導しています。
○地産地消の推進を行い、特に地産地消米の販売促進として農業祭・地域イベント等に積極的に参加し、地場産米（シルク21）のＰＲに努めています。
○管内全市町の米飯給食用に地場産米を供給することや、地場産野菜の給食用への利用を通じ、食農教育に取り組んでいます。
○有害鳥獣被害対策としての電気柵等の購入補助事業や狩猟免許の取得費用助成事業、農家所得向上・安定対策としての農業用ハウス資材購入補助事業を実施しています。
○農業関連融資については、13ページの【制度融資の概要】をご覧下さい。

◇地域密着型金融への取り組み

○農業者等の経営支援に関する取り組み方針
　当ＪＡは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、取り組んでまいります。
○農業者等の経営支援に関する態勢整備
　当ＪＡでは、貸出審査研修や資産査定研修を行い、組合員・利用者のみなさまの経営活動の支援とコンサルティング機能の強化に努めています。
○農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援
・当ＪＡでは農機ハウスローン・担い手応援ローン・新規就農応援資金といった各種農業資金を提供し、また行政と連携し農業近代化資金や大家畜経営改善支援資金などを通じて農業者の経営及び生活の支援を行っています。また、農作物の被害の軽減や安定収入を目的に電気柵本体・資材やパイプハウス資材購入、狩猟免許取得の補助事業を実施しています。
・農産物直売所や農業祭を通じて生産者と消費者の架け橋としての役割を担ってまいります。
○農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献
　社会見学・職場体験の受入れや、親と子の食農体験学習・食農教育出前授業の実施により幅広い世代への農業に関する理解促進に努めています。

7. 自己改革工程表

ＪＡ大阪北部は、これまで組合員との対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成30年度より実施した「ＪＡの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から自己改革の一定の評価と一層の期待、また、多くの准組合員から総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

令和4年度からは組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取り組みを開始し、農業者の所得増大に向けて、大阪産米消費拡大に向けたＰＲ等に取り組むほか、ＪＡの経営基盤強化や組合員との対話・意思反映の取り組みもすすめることで、自己改革によるさらなる進化を目指しています。

今後とも、ＪＡ大阪北部は地域になくてはならないＪＡであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との対話を通じ、総合事業を基本とした「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

1.自己改革を実践するための具体的な方針

(1) 訪問活動等を通じた「組合員との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。

(2) 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる組合員目線での必要な取り組みを目標及び施策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組みます。
特に、多様な担い手や直売所出荷者等を対象として、次のことに取り組んでまいります。
①多様な担い手への営農指導、②スマート農業の促進、③農業労働力支援に向けた取り組み、④大阪産米消費拡大に向けたＰＲ、⑤直売所での取扱高増加

(3) 改革の取り組みと成果について「組合員との対話」等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、ＰＤＣＡサイクルを回し、「不断の自己改革」を着実に実践します。

2.自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の環境課題では農地の減少や組合員の高齢化が進み、経営課題では営農経済事業の赤字収支構造の常態化や信用・共済事業の将来収益の縮小が懸念される状況になっております。

こうした情勢のなか、現状のまま事業改革を進めなかった場合の5年後の成行きについてシミュレーションを行ったところ、現状と比べて事業利益が減少するものの一定水準の利益を確保できる見通しとなりました。

今後も営農経済事業の収支構造の改善をはじめとした自己改革を支える経営基盤の確立・強化を図っていくため、販売力の強化を通じた事業伸長、効率的な施設運営を通じた費用削減等により、健全で持続性のある経営を確保する取り組みを実践していきます。

3.自己改革の実践に向けた組合員との対話・意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話のみならず、地域に根ざしたＪＡを目指して直売所利用者モニターや准組合員モニター、支店運営委員会等の仕組みを通じて、『「わがＪＡ」意識を持ち、組合とともに地域を豊かにするパートナー』である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったＪＡ運営を実現し、組合員の評価をふまえた必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

<table>
<tr><th colspan="5">農業者の所得増大・農業生産の拡大</th></tr>
<tr><td colspan="2">①多様な担い手への営農指導</td><td colspan="2">令和7年度</td><td>令和8年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定される効果
（売上増加）</td><td rowspan="2">出向く体制の構築及び
人材育成による
営農指導の充実</td><td>計画</td><td>営農指導員資格取得
3名</td><td rowspan="2">営農指導員資格取得
4名</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>2名合格</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜令和7年度取組結果について＞
営農相談（指導）に必要な資格である営農指導員認証試験に2名合格し、令和4年度から令和7年度で10名が営農指導員として認定されました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">②スマート農業の促進</td><td colspan="2">令和7年度</td><td>令和8年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定される効果
（効率化）</td><td rowspan="2">将来的な農作業効率化を
目的としてドローンによる
農薬散布面積拡大</td><td>計画</td><td>ドローンによる
カメムシ防除受託
145ha</td><td rowspan="2">ドローンによる
カメムシ防除受託
140ha</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>135ha</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜令和7年度取組結果について＞
スマート農業の促進及び米の品質の向上を目的としたドローンによるカメムシ防除受託を推進しましたが、受託面積の減少（計画比10ha減）となりました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">③農業労働力支援に向けた取り組み</td><td colspan="2">令和7年度</td><td>令和8年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定される効果
（農業の理解醸成）</td><td rowspan="2">農作業ボランティア活動
の実施</td><td>計画</td><td>10名</td><td rowspan="2">10名</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>9名</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜令和7年度取組結果について＞
農業労働力の確保支援への取り組みとして、令和6年度より栗栽培ボランティア活動を実施しており、
令和7年度は広報誌や各支店、各行政にも協力を依頼して募集した結果、9名の参加となりました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">④大阪産米消費拡大に向けたPRによる売上増</td><td colspan="2">令和7年度</td><td>令和8年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定される効果
（売上増加）</td><td rowspan="2">米(シルク21)の消費拡大</td><td>計画</td><td>120,000kg</td><td rowspan="2">120,000kg</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>127,906kg</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜令和7年度取組結果について＞
市場価格を勘案した販売に取り組んだ結果、計画以上の実績となりました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤直売所での取扱高増加</td><td colspan="2">令和7年度</td><td>令和8年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">想定される効果
（売上増加）</td><td rowspan="2">来店客単価増</td><td>計画</td><td>22,000万円</td><td rowspan="2">23,000万円</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>22,374万円</td></tr>
<tr><td colspan="5">＜令和7年度取組結果について＞
生産者と消費者の対面販売を12回行い、顧客ニーズに応じたイベントを210回開催しました。その結果、
取扱高は計画以上の実績となりました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="4">経営基盤の確立・強化</th></tr>
<tr><td colspan="2">信用事業利益の確保</td><td colspan="2">令和7年度</td><td>令和8年度</td></tr>
<tr><td rowspan="2">経営基盤強化のための貯金残高増加</td><td>計画</td><td>394,960百万円</td><td rowspan="2">392,430百万円</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>389,423百万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">＜令和7年度取組結果について＞
経営基盤強化に向けた貯金増加策として、貯蓄キャンペーン(年3回：夏季・冬季・年度末)の実施や公的年金振込口座の獲得推進に努めました。また、利用者の利便性向上のため、ＪＡバンクアプリ・ＪＡネットバンクの普及推進に取り組みました。
＜獲得実績＞
年金振込：1,203件　JAバンクアプリ：893件　JAネットバンク：779件</td></tr>
</table>

組合員との対話・意思反映			
項目	令和7年度計画	令和7年度実績	令和8年度計画
正組合員との対話 （人数）	1,000名	1,252名 ＜令和7年度取組結果について＞ 認定農業者、農産物直売所出荷者、米出荷者等に対し、組合員の営農に役立つ有益な情報提供など営農相談（対話）活動に取り組みました。	1,000名
組合員座談会 （回数、出席人数）	26回、300名	26回、476名 ＜令和7年度取組結果について＞ 全支店で開催、13会場26回476名参加いただき、ご意見・ご要望等について広報誌に回答を掲載し可能な限り意思反映に努めました。	26回、300名
准組合員モニター （人数）	20名	21名 ＜令和7年度取組結果について＞ 准組合員モニター会員を募集し、全4回実施して、ご意見・ご要望等について可能な限り意思反映に努めました。	20名
直売所利用者モニター （意見提出人数）	200名	200名 ＜令和7年度取組結果について＞ 直売所利用者モニターアンケートにて200名からご意見を提出いただき、可能な限り意思反映に努めました。	200名
支店運営委員会への 准組合員参加 （人数）	20名	30名 ＜令和7年度取組結果について＞ 14支店で開催し、組合員119名中准組合員30名参加いただき、ご意見について可能な限り意思反映に努めました。	20名
農業の応援団 （准組合員参加人数）	100名	149名 ＜令和7年度取組結果について＞ 親と子の農業の応援団での活動や、支店においてプランター講習会を開催し、合計149名参加いただきました。	100名

8. 地域貢献情報等

◇地域貢献情報

○全般に関する事項

当ＪＡは、豊能町、能勢町、池田市、箕面市、豊中市を事業区域として、農業者を中心とした地域住民のみなさまが組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営している協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域密着型金融機関です。

当ＪＡは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、様々な事業活動を展開しています。

また、当ＪＡの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

○地域からの資金調達の状況

当ＪＡの令和8年3月末の貯金残高は、3,894億23百万円で、組合員のみなさまの計画的な資産作りをお手伝いさせていただくため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしています。（商品一覧については27ページをご覧下さい。）

○地域への資金供給の状況

当ＪＡの令和8年3月末の貸出金残高は、509億82百万円で、当ＪＡの資金は、その大半が組合員等のみなさまからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。

当ＪＡでは資金を必要とされる組合員のみなさまや、地方公共団体などにご利用いただいています。（商品一覧は28ページをご覧下さい。）

なお、融資残高の内訳及び制度融資の概要等は以下のとおりです。

【融資残高の内訳】

（単位：千円）

貸出金貸出先		令和8年3月末残高
組合員		37,726,214
員外	地方公共団体	10,086,218
	地方公社等	—
	金融機関	—
	その他員外	3,169,629
	計	13,255,848
合計		50,982,063

（注）地方公社等とは、農業協同組合法第10条第20項第1号及び第2号の規定によるいわゆる過半出資非営利法人、産業基盤整備関連法人及び生活環境整備関連法人をいいます。

【制度融資の概要】

（令和8年3月31日現在）

制度資金名	内容	件数
大家畜経営改善支援資金	大家畜経営に対する経営改善資金や経営継承資金	1
農業近代化資金	意欲ある農業者等が経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金	1
合計		2

（注）上記の制度資金は、令和8年3月31日現在で当ＪＡにおいて貸出残高があるものを記載しています。

〔経営者保証に関するガイドラインに基づいた対応方針〕

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当ＪＡは、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当ＪＡは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

１．経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手段を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で、検討します。

２．経営者保証の契約時の対応について

（１）農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２）保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資金額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

３．既存の保証契約の適切な見直しについて

（１）農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

（２）事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行う。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

４．経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生活費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

○文化的・社会的貢献に関する事項

農業を通じての地域住民のみなさまとのふれあい活動の一環として各市町等との協働により「農業祭」を開催するとともに、営農指導等付加価値のついた「ほくちゃん農園」を運営し、地域住民のみなさまに農業にふれあう機会を提供しています。また、親と子の食農体験学習（小中学生対象）や食農教育出前授業（小学5年生対象）、管内3校の小学校を対象に野菜プランター授業を実施し、食料の大切さ・農業を身近なものに感じてもらっています。

さらに、地元産米「キヌヒカリ、きぬむすめ等」を地元小・中学校の米飯給食用として供給し、その風味豊かな美味しさを味わっていただいています。

コミュニティー活動の一環としては、組合員・利用者のみなさまに当ＪＡをよりご理解いただくために、広報誌「ほくほく」を隔月（年7回）で発刊するとともに、支店報も作成・配布し地域活動の活性化を図っています。また、当ＪＡのホームページ（令和7年度総アクセス数は99,398回でした）を開設していますので当ＪＡのサイト（https://www.ja-osakahokubu.or.jp/）へお気軽にお立ち寄り下さい。

また、「大阪北部農協実行組合長会連絡協議会」、「大阪北部農協女性協議会」、「大阪北部農協年金友の会」及び「支店運営委員会」を組織し、各地域間の親睦を図るとともに、「年金相談会」及び「ローン相談会」も実施しています。

9. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者のみなさまに安心して当ＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部融資課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ･バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融共済部金融課は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融共済部金融課が行った取引については総務部が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク

(市場流動性リスク)のことです。
　当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行ううえでの重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理
　オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤事務リスク管理
　事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

⑥システムリスク管理
　システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「オンラインシステム管理要領」を策定しています。

◇法令遵守の体制

〔コンプライアンス基本方針〕

　ＪＡ大阪北部は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
　ＪＡ大阪北部は、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

1. 当組合は、ＪＡの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
2. 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
3. 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 当組合は、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
5. 当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般に係る検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者のみなさまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています。（詳細は下記のとおりです。）

当ＪＡの監事は、経営の健全な発展に資するため、農業協同組合法（第35条の5）及び農業協同組合法施行規則（第81条）に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当ＪＡの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛に連絡下さいますようお願いします。

大阪北部農業協同組合　監事会

封書送付先：住　　所　〒562-0043 箕面市桜井2－8－8
連 絡 先　ＪＡ大阪北部 本店 監査室
受付監事　大石　昌也　宛

※当ＪＡの業務に関する一般的な苦情については、別途窓口を設置しておりますので、そちらをご利用下さい。
※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受付いたしかねますので、予めご了承下さい。

【一般苦情相談窓口】
担当部署名：総務部企画課（℡：072-725-0751）

〔利用者保護等への取組み〕

当ＪＡでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む）のみなさまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「ＪＡバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。（「ＪＡバンク利用者保護等管理方針」については、下記をご参照下さい。）

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

2010年10月 1日制定
大阪北部農業協同組合

大阪北部農業協同組合（以下「当組合」という。）は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行います。

１　当組合は、お客さまに対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
２　当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
３　当組合は、お客さまに関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
４　当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めます。
５　当組合は、当組合との取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

※１.本方針の「お客さま」とは、「農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業で取引をされている方及び今後取引を検討されている方」をいいます。
※２.本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保･保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

以　上

〔利益相反管理への取組み〕

当ＪＡでは、組合員・利用者のみなさまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります。(「利益相反管理方針の概要」については、下記をご参照下さい。)

利益相反管理方針の概要

2009年 6月 1日制定
大阪北部農業協同組合

大阪北部農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドライン並びに当組合で定める利益相反管理方針に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。
当組合は、法令等にしたがい、当組合の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

１．対象取引の範囲
利益相反管理方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

２．利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。
（１）お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
（２）当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

３．利益相反のおそれのある取引の特定の方法
利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。
（１）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
（２）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
（３）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
（４）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、又は、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
（５）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

４．利益相反の管理の方法
当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
（１）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
（２）対象取引又は当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、又は中止する方法
（３）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
（４）その他対象取引を適切に管理するための方法

５．利益相反のおそれのある取引の記録および保存
利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

６．利益相反管理体制
（１）当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は営業部門からの影響を受けないものとします。又、当組合の役職員に対し、利益相反管理方針および利益相反管理方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
（２）利益相反管理統括者は、利益相反管理方針にそって利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

７．利益相反管理体制の検証等
当組合は、利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、大阪北部農業協同組合本店　総務部企画課(℡：072-725-0751)までご連絡ください。

◇マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します。（「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」については、下記をご参照ください。）

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

2019年 3月 1日制定
2024年 3月25日改定
大阪北部農業協同組合

大阪北部農業協同組合（以下「当組合」という。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の１つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源分配等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

以　上

◇金融円滑化への取組み

当ＪＡでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。(「金融円滑化にかかる基本的方針」については、下記をご参照下さい。)

金融円滑化にかかる基本的方針

2010年 1月25日制定
2013年 4月 1日改定
大阪北部農業協同組合

当ＪＡ大阪北部（以下「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1　当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2　当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
　また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3　当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
　また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4　当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5　当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
　また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6　当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。 具体的には、

（1）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（3）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7　当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇金融ＡＤＲ制度への対応

①苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口

（金融関係）各支店及び本店金融共済部金融課　電話：072-725-0752
月～金　午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

（共済関係）各支店及び本店金融共済部共済課　電話：072-725-0763
月～金　午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

②紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業
- ・東京弁護士会紛争解決センター　　電話番号：03-3581-0031
- ・第一東京弁護士会仲裁センター　　電話番号：03-3595-8588
- ・第二東京弁護士会仲裁センター　　電話番号：03-3581-2249
- ・京都弁護士会紛争解決センター　　電話番号：075-231-2378
- ・兵庫県弁護士会紛争解決センター　電話番号：078-341-8227
- ・公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）

①の窓口又はＪＡバンク相談所(一般社団法人ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所、（電話：03-6837-1359）にお申し出下さい。

なお、東京三弁護士会（東京、第一東京、第二東京）、京都弁護士会、兵庫県弁護士会の仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京三弁護士会（東京、第一東京、第二東京）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
例えば、お客様は、兵庫県弁護士会紛争解決センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
例えば、兵庫県弁護士会紛争解決センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会紛争解決センターで手続を進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は、ＪＡバンク相談所又は東京三弁護士会仲裁センター等にお問合せ下さい。

・共済事業
- ・一般社団法人　日本共済協会　共済相談所　（電話：03-5368-5757）
(https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html)
- ・一般財団法人　自賠責保険･共済紛争処理機構　(https://www.jibai-adr.or.jp/)
- ・公益財団法人　日弁連交通事故相談センター　(https://n-tacc.or.jp/)
- ・公益財団法人　交通事故紛争処理センター　(https://www.jcstad.or.jp/)
- ・日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ
(https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、上記①の窓口またはＪＡ共済相談受付センター(電話：0120-536-093)にお問合せ下さい。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告するとともに被監査部門に通知し、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長及び監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◇金融商品の勧誘方針

金融商品の勧誘方針

2001年4月 1日制定
2008年6月26日改定
大阪北部農業協同組合

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

１．組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

２．組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

３．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。

４．電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。

５．組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

６．販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

以　上

◇個人情報保護方針

個人情報保護方針

2005年 4月 1日制定
2022年 4月 1日最終改定
大阪北部農業協同組合

大阪北部農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

１．関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

２．利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

３．適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

４．安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第１６条第３項が規定する、個人情報データベース等（保護法第１６条第１項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

５．仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第２条第５項）及び匿名加工情報（保護法第２条第６項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

６．第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。また、当組合は、番号利用法第１９

条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

７．機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

８．開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第１６条第４項に規定するデータをいいます。

９．苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

１０．継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以　上

◇情報セキュリティ基本方針

情報セキュリティ基本方針

2005年 4月 1日制定
2022年 8月 1日改定
大阪北部農業協同組合

大阪北部農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

１．当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

２．当組合は、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

３．当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

４．当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

５．当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報

セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

6．当組合は、第三者に対する業務の委託にあたり、委託先が委託業務に関する当組合の情報資産に対して適切な安全管理措置を実施するよう求め、その監督に努めます。

以　上

10．主な事業の内容等

(1)主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、「ＪＡ・信連・農林中金」の総合力を結集し、ひとつの金融機関、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

公共料金、都道府県税、市町税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

また、平成17年3月1日より貯金保険制度による「全額保護」をご希望の組合員・利用者のみなさまのために、決済用貯金(「普通貯金無利息型(決済用)」及び「総合口座の普通貯金無利息型」)をご用意しています。この決済用貯金は、平成17年4月以降「全額保護」となっています。

●貯金商品一覧

種類		特色	期間	お預入金額	付利単位
総合口座	普通貯金	普通貯金とスーパー定期・期日指定定期貯金を1冊の通帳にセット。お給料や年金、配当金の自動受取、公共料金などの自動支払、通帳がなくてもカード1枚で貯金が引き出せるキャッシュカードなど便利なサービスがご利用いただけます。 いざというときはいつでも定期貯金の90%以内、最高200万円まで自動融資をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	100円
	普通貯金(無利息型)			1円以上	—
	定期貯金(自動継続)		1ヵ月以上	1円以上	1円
当座貯金		小切手や手形が使える商取引等に適した貯金です。 ※新規の口座開設の受付は停止しています。	出し入れ自由	1円以上	—
普通貯金		出し入れ自由なお財布代わりに、給料・年金の受取にも便利です。	出し入れ自由	1円以上	100円
普通貯金 無利息型(決済用)		無利息の普通貯金、全額貯金保険制度により保護されます。	出し入れ自由	1円以上	—
納税準備貯金		納税のための普段から準備していただく貯金です。	お引き出しは納税時	1円以上	100円
貯蓄貯金		普通貯金と同じように出し入れ自由です。	出し入れ自由	1円以上	1円
通知貯金		まとまった資金を短期でお預けいただく場合に有利です。	7日以上	5万円以上	1円
定期積金	目標式	目標を決めて、毎月一定日に積み立てていく貯金です。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上	1円
	定額式	毎月一定日に一定金額を積み立てていく貯金です。	6ヵ月以上 5年以内	1,000円以上	1円
積立定期貯金	エンドレス型	いつでも都合に合わせて積立期間、積立金額を定めず、自由に積み立てる貯金です。	積立期間 定めず	1円以上	1円
	満期型	預入期間を指定して、積み立てる貯金です。	6ヵ月以上10年以内 (据置1ヵ月以上3年以内)	1円以上	1円
期日指定定期貯金		1年の据置期間経過後は、1ヵ月前までに通知いただければ、いつでもお引き出しできます。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満	1円
スーパー定期貯金		期間・金額に合わせてお選びいただける貯金です。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上	1円
大口定期貯金		1,000万円以上の運用にご利用いただける有利な貯金です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円 以上	1円
変動金利定期貯金		6ヵ月ごとに金利の見直しを行う貯金です。	1年・2年・3年	1円以上	1円
財産形成貯金	一般財形	積立額、貯蓄目的とも自由。	3年以上	1円以上	1円
	財形年金	在職中に退職後のために積立を行い、60歳以降に年金方式（3ヵ月ごと）でお受け取りになれます。	5年以上	1円以上	1円
	財形住宅	住宅取得を目的に、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典があります。	5年以上	1円以上	1円

◇貸出業務

農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員のみなさまの生活を豊かにするための生活関連資金の融資を行っています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民のみなさまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へもご融資し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付も取り扱っています。

●貸出商品一覧

種　類		お使いみち	ご融資金額	期　間
不動産担保	経営刷新資金	賃貸アパート・マンションや貸倉庫の建設等、不動産の有効利用に必要な資金	理事会議決限度額の範囲内	35年以内
	資産継承ローン	相続税の納税や他の相続人に支払うために必要な資金	理事会議決限度額の範囲内	30年以内
	住宅ローン	住宅の新築、住宅購入（中古住宅含む）、増改築、宅地の購入、住宅ローン借換等に必要な資金	2億円以内	50年以内
各種ローン	リフォームローン	自宅の増改築、補修等住宅関連設備に必要な資金	（大阪府農業信用基金協会） 1,500万円以内	20年以内
			（三菱UFJニコス） 1,500万円以内	15年以内
	多目的ローン	買い物、レジャー等生活に必要とする資金	（大阪府農業信用基金協会） 500万円以内	10年以内
			（三菱UFJニコス） 1,000万円以内	10年以内
	マイカーローン	自動車、バイクの購入(中古車を含む)等に必要な資金	1,000万円以内	15年以内
	教育ローン	教育（入学金、授業料、アパートの家賃等）に必要な資金	1,000万円以内	15年以内
	農機ハウスローン	農機具の購入、修理、パイプハウス等の資材に関する資金及び他金融機関の農機具ローンの借換に必要な資金	1,800万円以内	10年以内
	担い手応援ローン	(個人) 農業生産に直結する運転資金 (法人等) 農業経営に必要な運転資金	3,000万円以内	1年以内
	新規就農応援資金	農業経営にかかる設備・運転資金	1,000万円以内	(短期資金)　1年以内 (長期資金)　17年以内

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

※令和9年4月1日(木)以降を期日とする手形・小切手について、取立の受付を停止しています。

◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払、給与振込サービス、自動集金サービスなどを取り扱っています。

また、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行及びコンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスやインターネットバンキングなど、いろいろなサービスに努めています。

●手数料一覧 (注)手数料については、いずれも消費税込の金額です。

■振込手数料

系統金融機関あて	窓口利用	(3万円未満)	(1件につき) 220円
		(3万円以上)	(1件につき) 440円
	ＡＴＭ利用		(1件につき) 110円
	インターネットバンキング		(1件につき) 110円
他金融機関あて	窓口利用	(3万円未満) (電信・文書とも)	(1件につき) 550円
		(3万円以上) (電信・文書とも)	(1件につき) 770円
	ＡＴＭ利用(電信・文書とも)		(1件につき) 330円
	インターネットバンキング(電信・文書とも)		(1件につき) 220円

※当ＪＡの本支店間あては、窓口・ＡＴＭ・インターネットバンキングとも無料です。

●金融機関(短資会社を含む)、証券会社が依頼人となる「系統金融機関宛」振込みについては、「他金融機関宛」の料率となります。

■代金取立手数料

隔地間	至急扱い	(1通)	1,100円
	普通扱い	(1通)	880円

■その他手数料

電子交換(手形・小切手等の入金)	(1件につき)	1,100円
振込の組戻料	(1件につき)	1,100円
振込の訂正料	(1件につき)	1,100円
不渡手形返却料	(1通につき)	1,100円
取立手形組戻料	(1通につき)	1,100円
取立手形店頭呈示料	(1通につき)	1,100円

※ただし、1,100円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴収します。

●電子交換所に参加しない金融機関宛または郵送対応が必要となるものは個別取立で対応します。

■貯金業務に係る手数料

貯金残高証明書	貯金残高証明書（当組合書式）	（1通）	550円
	貯金残高証明書（当組合書式以外）	（1通）	2,200円
	相続貯金等残高証明書（貸出金を含む）	（1通）	1,100円
	教育資金管理契約にかかる貯金残高等証明書	（1通）	1,100円
取引履歴明細表		（1通）	550円
再発行手数料	貯金通帳※	（1冊）	1,100円
	貯金証書※	（1通）	1,100円
	ＩＣキャッシュカード※	（1枚）	1,100円
校納金システム利用手数料		（毎月）	3,300円
成年後見支援貯金	口座開設時		13,200円
	年間管理料(1年につき)		13,200円
未利用口座管理手数料	2年間口座異動がない場合	（毎年）	1,320円

※紛失・汚損等顧客の管理責任に帰する場合に徴収します。

■融資業務に係る手数料

貸出金残高証明書		（1通）	550円
融資証明書			無料
完済証明書		（1通）	550円
住宅取得年末残高証明書			無料
確定申告用利息証明書			無料
貸出金・利息払込証明書		（1通）	550円
ワイド・カードローン再発行		（1枚）	1,100円
償還明細書再発行		（1通）	550円
住宅ローン 経営刷新資金 賃貸住宅資金 資産継承資金 生活改善資金 事業資金	各種条件変更等［手数料を徴収しない条件変更に該当するものは除く］		5,500円
	一部繰上返済		5,500円
	全額繰上返済		11,000円
定期担保 定積担保 共済担保	各種条件変更等［手数料を徴収しない条件変更に該当するものは除く］		1,100円
	一部繰上返済		1,100円
	全額繰上返済		2,200円
小口ローン 農業資金	各種条件変更等［手数料を徴収しない条件変更に該当するものは除く］		1,100円
	一部繰上返済		1,100円
	全額繰上返済		2,200円
ＪＡネットバンクによるローン一部繰上返済			無料
融資実行手数料	住宅ローン		11,000円

※貸出業務手数料を徴収しない条件変更の詳細については窓口でおたずねください。

■両替・硬貨入金整理に係る手数料

両替 ・ 硬貨入金整理に係る手数料	1枚～100枚	無料
	101枚～500枚	660円
	501枚～1,000枚	1,320円
	1,001枚以上	1,980円

①取扱い枚数の算定基準は、お客様がお受け取りになる枚数、またはお客様から当店へお引渡しになる枚数のいずれか多い方とします。

②硬貨から紙幣への両替に関する手数料及び硬貨持ち込みによる口座への入金についても上記の手数料をいただきます。

③硬貨計数後に両替・入金を取りやめる場合や金額を変更する場合も所定の手数料をいただきます。

④１日に複数回に分けて依頼されるなど、実質的に同一の取扱いにあたる場合は合計枚数での手数料をいただきます。（紙幣の入金は除きます）

⑤汚損等により硬貨計数機で算定不能となる場合がございますので、汚れた硬貨等は事前に清掃して持参ください。

※手もとの都合によりご希望に添いかねる場合はご容赦ください。

■保護預り業務に係る手数料

預り手数料	国債等の保護預り1口座（1ヵ月）	無料

■その他業務に係る手数料

出資金残高証明書	（1通）	220円
解約返戻金相当額等証明書（共済）	（1通）	1,100円

■ＣＤ・ＡＴＭ利用手数料

	ご利用時間		JAバンク	ゆうちょ銀行	セブン銀行 イーネットATM ローソン銀行	三菱UFJ銀行	提携銀行
お預け入れ	平日	8:00 ～ 8:45	無料	110円	110円	提携外	提携外
		8:45 ～ 18:00		無料	無料		
		18:00 ～ 21:00		110円	110円		
	土曜	8:00 ～ 9:00		110円	110円	提携外	提携外
		9:00 ～ 14:00		無料	無料		
		14:00 ～ 21:00		110円	110円		
	日・祝日	8:00 ～ 21:00		110円	110円		
お支払い	平日	8:00 ～ 8:45	無料	110円	110円	110円	ご利用金融機関による所定の手数料となります。
		8:45 ～ 18:00		無料	無料	無料	
		18:00 ～ 21:00		110円	110円	110円	
	土曜	8:00 ～ 9:00		110円	110円	110円	
		9:00 ～ 14:00		無料	無料	110円	
		14:00 ～ 21:00		110円	110円	110円	
	日・祝日	8:00 ～ 21:00		110円	110円	110円	

※盗難・紛失の場合の連絡先

平日9時から17時（ＪＡ窓口）

平日9時から17時以外の時間帯・ 土曜日・日曜日・祝日（℡：0120－212－217ＪＡバンク大阪信連）

※出金限度額

磁気カード50万円、ＩＣキャッシュカード50万円

〔共済事業〕

ＪＡ共済は、ＪＡが行う地域密着型の総合事業の一環として、相互扶助を基本理念に「ひと・いえ・くるまの総合保障」を通じて、組合員・利用者のみなさまが日常生活をおくるうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。

■共済保障一覧

長期共済（共済期間5年以上の契約）

種　類	内　容
終身共済	一生涯にわたって備えられる万一保障です。 ・一生涯にわたって万一の保障が確保できます。 ・万一のとき、手厚い一時金をお受取りいただけます。 ・家族収入保障特約を付加した場合は一時金に加え、残されたご家族の収入保障として年金をお受取りいただけます。
定期生命共済	一定期間、しっかりと万一のときに備えられます。
定期生命共済「みちびき」（逓減期間設定型）	お手頃な共済掛金で万一保障をライフステージに応じて準備できます。
養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一保障です。 ・満期時にはまとまった満期共済金をお受取りいただけます。 ・万一のとき、手厚い一時金をお受取りいただけます。 ・定期的にまとまった資金を受け取れる中途給付プランも選択できます。
こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障です。「貯蓄性」や「保障の充実性」などニーズにあわせて3タイプからお選びいただけます。
医療共済「メディフル」	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。 ・日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。※プランによって異なります。 ・先進医療保障ありを選択した場合、全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。 ・「がん」を幅広く一生涯を通じて保障します。※共済期間を終身とした場合。 ・「がん」診断時※から再発・長期治療までしっかり保障します。※診断保障ありの契約の場合。 ・先進医療保障ありを選択した場合、全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
介護共済	一生涯にわたって備えられる介護保障です。 ・一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。 ・公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。 ・介護共済金をまとまった一時金でお受取りいただけます。
認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。 ・認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。 ・認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。 ・簡単な告知でご加入いただけます。
生活障害共済「ささエール」	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。 ・身体の障害状態を幅広く保障します。※身体障害者福祉法に定める1～4級の障害を保障します。 ・身体障害者手帳制度に連動したわかりやすい保障です。
特定重度疾病共済「そなエール」	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。 ・三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障いたします。
予定利率変動型年金共済「ライフロード」	確実に受け取れる安心に増える楽しみをプラスした年金共済です。 ・年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。 ・積立て感覚で老後の生活資金が手軽に準備できます。 ・医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。 ・個人年金保険料控除が受けられます。※所定の条件を満たし、税制適格特約を付加している場合に限ります。
引受緩和型終身共済	健康に不安のある方もご加入しやすい万一保障です。 ・通院中の方も、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。 ・一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
引受緩和型医療共済 (H28.10)	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障です。 ・通院中の方も、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。 ・日帰り入院から、手術、放射線治療を一生涯保障します。 ・持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。 ・先進医療保障ありを選択した場合、全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
一時払終身共済	ご加入しやすく将来の安心を増やせる一生涯の万一保障です。
一時払介護共済	まとまった資金で一生涯にわたって備えられる介護保障です。
一時払養老生命共済	一時金を活用して資金づくりと万一の備えを確保する保障です。
建物更生共済「むてきプラス」	火災や盗難などの事故はもちろん、台風、大雪、竜巻や地震などの自然災害による損害もしっかり保障します。 また、満期共済金は、建物のリフォームや家財の買替資金としてご活用いただけます。

短期共済（共済期間5年未満の契約）

種　類	内　容
火　災　共　済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。
自　動　車　共　済 「クルマスター」	クルマスターは、保障もサービスも、安心・充実！必要な保障をムダなくそろえた自動車共済です。
傷　害　共　済	日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障します。さまざまなアクシデントに備えて選べる8つのプランをご用意しております。
賠　償　責　任　共　済	日常生活中の賠償事故を保障します。
自　賠　責　共　済	自賠責共済(保険)は、自動車事故の被害者を保護・救済するため「自動車損害賠償保障法」に基づき、すべての自動車(二輪・原付も含みます)(※)に加入を義務づけ運営されている「強制共済(保険)」です。未加入の場合、法律違反となりますので加入もれにご注意ください。 ※トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。
イ　ベ　ン　ト　共　済	イベント開催時の、万一の事故などに対する安心の保障をご用意しています。

この資料は、概要を説明したものです。詳細につきましては、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」及び「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

◇ＪＡ共済の役割

ＪＡ共済は、ＪＡとＪＡ共済連 がそれぞれ機能分担を行い、組合員・利用者のみなさまに密着した生活総合保障活動を行っています。
共済契約は、ＪＡとＪＡ共済連が共同でお引き受けいたします。

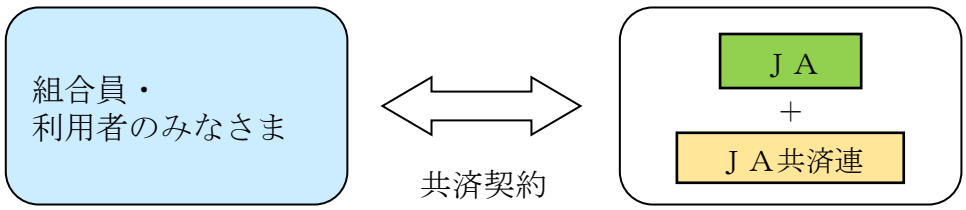

ＪＡ
・ＪＡ共済の窓口です。
・組合員・利用者のみなさまの立場に立った事業活動でみなさまの暮らしをサポートしています。

ＪＡ共済連
・ＪＡの共済事業をバックアップするため、さまざまな企画や開発、資産運用などを行っています。

◇販売事業

生産者から消費者へ新鮮で安全・安心な農産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した特産物（栗、山椒、柚子等）の選果選別を徹底し、有利販売に取り組んでいます。

地場産米のキヌヒカリについては「シルク21」として拡販に努めています。また、米の一部については「大阪エコ農産物米」として認証され販売しています。さらに、「地産地消」の取り組みとして、農産物直売所「ほく彩館」において、消費者に直接地元の農家から持ち寄った農産物の提供を推進しています。

※農産物直売所「ほく彩館」についてはＪＡ大阪北部ホームページ(https://www.ja-osakahokubu.or.jp/market/)をご覧下さい。

◇購買事業

組合員・利用者のみなさまへの農業生産に必要な肥料、農薬、農機具等の生産資材の供給と米及び生活に必要な物資の供給を行っています。

また、小型農機具の点検・修理を実施し、供給だけでなくアフターサービスの充実に取り組んでいます。

◎肥料・農薬・生産資材の供給

水稲、野菜、果樹などの肥料・農薬からトラクター･コンバインなどの農業機械、また、鎌・鍬といった小農具、農用ビニール等農業生産に必要な資材を取り扱っています。

◎生活物資の供給

農作業で使用する帽子・軍手などをはじめ、多種多様の一般消費財を取り扱っています。

●主要購買品目

分類		主要品名
生産資材	飼料	スターレイヤー　大豆粕　圧ペン麦　他
	肥料	化成肥料12-16-14 Mg4　大阪北部エコ有機3号　化成肥料14-10-13　油粕 化成肥料8-8-8 Mg1　とれ太郎　ユーコート202　醗酵鶏糞（トリエース）　他
	農薬	スミチオン乳剤　トレボン乳剤　スタークル粒剤　ダイアジノン粒剤5　ジェイエース粒剤 スウィープフロアブル　ラウンドアップマックスロード　ザクサ液剤　他
	保温資材	農用ビニール　農用ポリ　黒マルチ　パオパオ　寒冷紗　他
	包装資材	出荷用ポリ袋　ラベル　PPテープ　他
	農業機械	トラクター　刈払機　管理機　噴霧器　他
	石油類	エンジンオイル　他
	建築資材	パイプハウス　シロアリ防除　他
	その他	農具　種苗　他
生活物資	米	新潟県産コシヒカリ　秋田県産あきたこまち　他
	食料品	塩　漬物の素　他
	衣料品	麦わら帽子　合羽　軍手　他
	耐久消費財	仏壇仏具　掛軸　石碑　畳　他
	日用保健雑貨用品	洗剤　トイレットペーパー等紙類　他

◇利用事業

ライスセンターにおいて、水稲苗の育苗や乾燥調製を行っています。また、農地保全と不耕作農地の解消や組合員の作業の省力化・軽減を図るため、田植えや稲刈り、ドローンによる農薬散布等の農作業受託業務を行っています。

◇指導事業

農業振興や地域のみなさま方のお役に立つために様々な活動を実施しています。営農指導、生活指導、教育広報活動、農政活動などがそれにあたります。

営農指導は土壌分析、農作物の栽培技術、肥料や農薬の使用方法など、農業に関わる幅広い指導や相談活動を行っています。

生活指導は快適なくらしに貢献する生活活動の展開として、組合員・利用者のみなさまとのふれあい活動、女性会活動を行っています。

教育広報活動は広報誌「ほくほく」の発行、及び当ＪＡのホームページを通じて、農業、地域、ＪＡについての理解やコミュニケーションの強化に努めています。

農政活動は、日本の農業、農家、農地を守り育てるために、全国のＪＡグループや関係団体との連携を保ちながら、行政への働きかけを行っています。

●営農・生活・相談サービス

分　類	内容・留意事項
営農指導・相談	営農経済担当者が農家組合員への訪問を行い農産物の生産栽培、施肥、農薬使用などについて指導・相談を行っています。また、土壌分析を実施（180件）し、分析データに基づいた効率的な施肥提案を行っています。

◇資産相談事業

組合員・利用者のみなさまの不動産有効活用等の相談に対し、「農と住の調和したまちづくり」を基本とした系統施行による新築・リフォームの提案や、相続等にともなう不動産売買のお手伝いを通じて、様々な問題解決を行っています。

(2) ＪＡバンク・セーフティーネット

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

【経営資料】

Ⅰ　決算の状況

1. 貸借対照表

（単位：千円）

科目	令和6年度 （令和7年3月31日現在）	令和7年度 （令和8年3月31日現在）
（資産の部）		
1．信用事業資産	396,645,348	396,381,281
(1) 現金	1,456,717	1,553,677
(2) 預金	333,030,108	323,917,527
系統預金	333,030,103	323,917,515
系統外預金	5	12
(3) 有価証券	14,254,461	17,618,080
国債	6,312,681	7,312,992
地方債	7,941,779	10,305,088
(4) 貸出金	46,111,944	50,982,063
(5) その他の信用事業資産	2,006,814	2,544,136
未収収益	1,923,434	2,448,106
その他の資産	83,380	96,029
(6) 貸倒引当金	△214,698	△234,204
2．共済事業資産	9,378	9,432
その他の共済事業資産	9,378	9,432
3．経済事業資産	193,691	257,584
(1) 経済事業未収金	57,533	59,311
(2) 棚卸資産	135,362	197,532
購買品	78,706	75,614
販売品	56,317	121,408
その他の棚卸資産	339	510
(3) その他の経済事業資産	1,059	1,059
(4) 貸倒引当金	△264	△318
4．雑資産	216,183	187,751
雑資産	216,183	187,751
5．固定資産	6,924,597	6,794,296
(1) 有形固定資産	6,919,621	6,789,378
建物	4,894,950	4,865,615
機械装置	368,110	363,687
土地	4,282,891	4,282,503
その他の有形固定資産	1,302,945	1,308,250
減価償却累計額	△3,929,276	△4,030,678
(2) 無形固定資産	4,976	4,917
6．外部出資	12,636,724	12,636,724
外部出資	12,636,724	12,636,724
系統出資	12,439,925	12,439,925
系統外出資	196,799	196,799
7．繰延税金資産	217,556	203,097
資産の部合計	**416,843,481**	**416,470,167**

（単位：千円）

科目	令和6年度 （令和7年3月31日現在）	令和7年度 （令和8年3月31日現在）
（負債の部）		
1．信用事業負債	392,921,646	391,821,053
(1) 貯金	391,956,860	389,423,134
(2) 借入金	350	—
(3) その他の信用事業負債	958,005	2,391,483
未払費用	156,925	450,162
その他の負債	801,080	1,941,321
(4) 睡眠貯金払戻引当金	6,430	6,435
2．共済事業負債	864,346	1,099,303
(1) 共済資金	505,709	738,668
(2) 未経過共済付加収入	353,077	354,636
(3) その他の共済事業負債	5,559	5,998
3．経済事業負債	60,851	65,060
(1) 経済事業未払金	54,208	58,987
(2) 経済受託債務	6,642	6,072
4．雑負債	865,594	875,926
(1) 未払法人税等	151,266	187,390
(2) 資産除去債務	87,848	87,991
(3) その他の雑負債	626,478	600,543
5．諸引当金	598,084	533,739
(1) 賞与引当金	79,108	78,633
(2) 退職給付引当金	348,525	310,996
(3) 役員退職慰労引当金	52,415	43,065
(4) 特例業務負担引当金	118,035	101,044
6．再評価に係る繰延税金負債	891,405	891,405
負債の部合計	**396,201,928**	**395,286,487**
（純資産の部）		
1．組合員資本	18,509,896	19,052,022
(1) 出資金	1,537,413	1,518,868
(2) 資本準備金	1,022,085	1,022,085
(3) 利益剰余金	15,960,467	16,520,775
利益準備金	3,135,978	3,135,978
その他利益剰余金	12,824,489	13,384,797
信用事業基盤強化積立金	4,492,000	4,792,000
特別積立金	5,661,854	5,661,854
当期未処分剰余金	2,670,635	2,930,943
（うち当期剰余金）	（ 527,692 ）	（ 606,123 ）
(4) 処分未済持分	△10,070	△9,706
2．評価・換算差額等	2,131,656	2,131,656
土地再評価差額金	2,131,656	2,131,656
純資産の部合計	**20,641,552**	**21,183,679**
負債及び純資産の部合計	**416,843,481**	**416,470,167**

2. 損益計算書

（単位：千円）

科目	令和6年度 （令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）	令和7年度 （令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
1. 事業総利益	3,025,127	3,178,485
事業収益	4,266,334	4,892,942
事業費用	1,241,207	1,714,457
(1) 信用事業収益	2,654,474	3,353,484
資金運用収益	2,503,524	3,265,183
（うち預金利息）	(1,897,293)	(2,521,639)
（うち有価証券利息）	(93,812)	(133,494)
（うち貸出金利息）	(385,958)	(487,420)
（うちその他受入利息）	(126,459)	(122,629)
役務取引等収益	44,684	46,193
その他経常収益	106,266	42,107
(2) 信用事業費用	557,930	1,130,556
資金調達費用	370,492	948,391
（うち貯金利息）	(363,133)	(926,588)
（うち給付補填備金繰入）	(3,626)	(5,611)
（うち借入金利息）	(290)	(998)
（うちその他支払利息）	(3,442)	(15,193)
役務取引等費用	13,404	13,083
その他経常費用	174,033	169,081
（うち貸倒引当金繰入額）	(—)	(21,704)
（うち睡眠貯金払戻引当金繰入額）	(—)	(53)
信用事業総利益	2,096,544	2,222,928
(3) 共済事業収益	694,618	692,851
共済付加収入	648,418	643,659
その他の収益	46,200	49,192
(4) 共済事業費用	7,857	7,634
共済推進費	1,984	2,115
その他の費用	5,872	5,518
共済事業総利益	686,760	685,217
(5) 購買事業収益	320,623	337,085
購買品供給高	293,297	312,131
購買手数料	18,254	19,680
その他の収益	9,071	5,274
(6) 購買事業費用	260,818	278,369
購買品供給原価	257,385	274,575
その他の費用	3,432	3,793
（うち貸倒引当金繰入額）	(—)	(97)
購買事業総利益	59,805	58,716
(7) 販売事業収益	419,651	316,699
販売品販売高	393,077	297,029
販売手数料	16,720	16,366
その他の収益	9,853	3,303
(8) 販売事業費用	342,785	222,475
販売品販売原価	324,363	187,483
その他の費用	18,421	34,991
（うち貸倒引当金繰入額）	(20)	(—)
販売事業総利益	76,866	94,223
(9) 利用事業収益	82,255	84,580
水稲育苗関係収益	30,502	31,709
籾すり関係収益	36,495	38,518
その他の収益	15,256	14,352
(10) 利用事業費用	26,941	28,045
水稲育苗関係費用	16,935	16,965
籾すり関係費用	6,330	6,502
その他の費用	3,675	4,578
利用事業総利益	55,313	56,534

（単位：千円）

科目	令和6年度 （令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）	令和7年度 （令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
(11) 宅地等供給事業収益	80,885	94,960
宅地等供給手数料	41,571	42,925
宅地等供給雑収入	39,313	52,034
(12) 宅地等供給事業費用	1,666	2,128
宅地等供給雑費	1,666	2,128
宅地等供給事業総利益	79,219	92,831
(13) 指導事業収入	13,825	13,279
実費収入	13,230	12,675
受入事務委託料	595	604
(14) 指導事業支出	43,208	45,247
営農改善費	27,311	27,761
生活改善費	3,550	3,594
教育情報費	12,345	13,890
指導事業収支差額	△29,382	△31,967
2. 事業管理費	2,485,196	2,516,186
(1) 人件費	1,529,098	1,521,437
(2) 業務費	408,893	424,686
(3) 諸税負担金	109,456	117,606
(4) 施設費	426,457	440,247
(5) その他事業管理費	11,291	12,209
事業利益	539,930	662,298
3. 事業外収益	243,485	249,115
(1) 受取出資配当金	216,055	216,055
(2) 賃貸料	18,229	22,521
(3) 貸倒引当金戻入益	503	43
(4) 雑収入	8,697	10,494
4. 事業外費用	22,603	16,284
(1) 支払雑利息	5,094	4,862
(2) 寄付金	115	110
(3) 減価償却費	912	876
(4) 遊休資産等固定資産税	6,783	6,819
(5) 雑損失	9,698	3,616
経常利益	760,811	895,129
5. 特別損失	29,481	43,038
(1) 固定資産処分損	—	16,938
(2) リース解約損	327	—
(3) 減損損失	29,153	26,100
税引前当期利益	731,330	852,091
法人税、住民税及び事業税	195,385	231,508
法人税等調整額	8,252	14,459
法人税等合計	203,637	245,968
当期剰余金	527,692	606,123
当期首繰越剰余金	2,142,381	2,324,819
土地再評価差額金取崩額	561	—
当期未処分剰余金	2,670,635	2,930,943

3. キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	令　和　6　年　度 （令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）	令　和　7　年　度 （令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）
1　事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	731,330	852,091
減価償却費	218,811	206,336
減損損失	29,153	26,100
資産除去債務関係損益（△は益）	140	143
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 482	19,559
睡眠貯金払戻引当金の増減額（△は減少）	△ 297	5
賞与引当金の増減額（△は減少）	957	△ 475
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 45,002	△ 37,528
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	11,440	△ 9,350
特例業務負担引当金の増減額（△は減少）	△ 18,629	△ 16,990
信用事業資金運用収益	△ 2,497,955	△ 3,245,025
信用事業資金調達費用	370,492	948,391
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 216,055	△ 216,055
支払雑利息	5,094	4,862
有価証券関係損益（△は益）	△ 5,568	△ 20,158
固定資産処分関係損益（△は益）	53	16,288
リース資産除去損	327	—
その他	—	△ 1,636
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増減（△は増加）	199,873	△ 4,870,118
預金の純増減（△は増加）	6,950,000	8,366,000
貯金の純増減（△は減少）	△ 6,320,230	△ 2,533,726
信用事業借入金の純増減（△は減少）	△ 900,350	△ 350
その他の信用事業資産の純増減（△は増加）	24,794	△ 12,649
その他の信用事業負債の純増減（△は減少）	381,661	1,139,012
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済資金の純増減（△は減少）	△ 38,855	232,958
未経過共済付加収入の純増減（△は減少）	4,721	1,558
その他の共済事業資産の純増減（△は増加）	△ 4,717	△ 53
その他の共済事業負債の純増減（△は減少）	637	439
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増減（△は増加）	17,987	△ 1,777
棚卸資産の純増減（△は増加）	16,452	△ 62,169
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△は減少）	△ 5,109	4,778
経済受託債務の純増減（△は減少）	896	△ 569
その他の経済事業資産の純増減（△は増加）	3	△ 0
（その他の資産及び負債の純増減）		
その他の資産の純増減（△は増加）	24,859	22,601
その他の負債の純増減（△は減少）	△ 31,564	△ 23,651
未払消費税等の純増減（△は減少）	△ 7,936	5,210
信用事業資金運用による収入	2,520,172	2,720,352
信用事業資金調達による支出	△ 280,813	△ 653,926
小　　計	1,136,294	2,860,479
雑利息及び出資配当金の受取額	216,055	216,055
雑利息の支払額	△ 5,104	△ 4,892
法人税等の支払額	△ 252,767	△ 195,385
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,094,478	2,876,256
2　投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 1,683,925	△ 3,343,461
固定資産の取得による支出	△ 144,580	△ 110,548
固定資産の処分等による支出	—	△ 8,523
固定資産の売却による収入	0	650
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,828,505	△ 3,461,883
3　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済等による支出	△ 456	—
出資の払戻しによる支出	△ 16,002	△ 16,106
持分の取得による支出	△ 7,029	△ 2,674
持分の譲渡による収入	1,732	601
出資配当金の支払額	△ 46,583	△ 45,815
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 68,338	△ 63,994
4　現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	△ 802,365	△ 649,621
6　現金及び現金同等物の期首残高	3,043,191	2,240,826
7　現金及び現金同等物の期末残高	2,240,826	1,591,205

4. 注記表

令和6年度	令和7年度
Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記 1．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 （1）満期保有目的の債券 ・・償却原価法(定額法) （2）その他有価証券 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法 2．棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品及び販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 3．固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 （2）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しています。 （3）リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。 ４．引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。 （2）賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 （3）退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 （4）役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。	Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記 1．有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 （1）満期保有目的の債券 ・・償却原価法(定額法) （2）その他有価証券 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法 2．棚卸資産の評価基準及び評価方法 購買品及び販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） 3．固定資産の減価償却の方法 （1）有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。 （2）無形固定資産 定額法を採用しています。 ４．引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。 上記以外の債権については、主として今後１年間の予想損失額又は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。 （2）賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 （3）退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 （4）役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

令和6年度	令和7年度
(5) 特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。	(5) 特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。
(6) 睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。	(6) 睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。
5. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。	5. 収益及び費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。
(1) 購買事業 主に農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品等を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(1) 購買事業 主に農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品等を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品等の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(2) 販売事業 組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(2) 販売事業 組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
(3) 利用事業・宅地等供給事業・指導事業 当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務(サービス)を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する(サービスの提供)時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	(3) 利用事業・宅地等供給事業・指導事業 当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務(サービス)を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する(サービスの提供)時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。	6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。	7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。	8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。	(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。
Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性	Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記 1. 繰延税金資産の回収可能性

令和6年度	令和7年度
(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産　221,279千円(繰延税金負債との相殺前) (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和7年3月に作成した中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産　206,787千円(繰延税金負債との相殺前) (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。 課税所得の見積額については、令和8年3月に作成した税効果5ヵ年利益計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失　29,153千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年3月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、損益計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。	2. 固定資産の減損 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 26,100千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。 減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。 固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年3月に作成した税効果5ヵ年利益計画を基礎として算出しており、税効果5ヵ年利益計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がありま す。
3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 214,963千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	3. 貸倒引当金 (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 234,522千円 (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ①算定方法 「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。 ②主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。 ③翌事業年度に係る計算書類に与える影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
Ⅲ. 貸借対照表に関する注記 1. 担保に供している資産 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金18,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。	Ⅲ. 貸借対照表に関する注記 1. 担保に供している資産 為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金18,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

令和6年度	令和7年度
2. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事、監事に対する金銭債権の総額　1,051,088 千円 理事、監事に対する金銭債務の総額　― 千円	2. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事、監事に対する金銭債権の総額　― 千円 理事、監事に対する金銭債務の総額　― 千円
3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は255,200千円、危険債権額は216,517千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は471,718千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	3. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（ｉ）から（ⅳ）までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は240,083千円、危険債権額は211,777千円です。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の合計額は451,861千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
4. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ●再評価を行った年月日・・・・・・・・・ 平成11年3月31日 ●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・・― 千円 ●同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格（公示価格）に合理的な調整を行って算出しました。	4. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。 ●再評価を行った年月日・・・・・・・・・ 平成11年3月31日 ●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額・・・・― 千円 ●同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める、当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格（公示価格）に合理的な調整を行って算出しました。
5. 当座貸越契約 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、471,726千円です。 なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。	5. 当座貸越契約 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は、422,536千円です。 なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。
Ⅳ. 損益計算書に関する注記 1. 減損損失に関する注記 （1）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産	Ⅳ. 損益計算書に関する注記 1. 減損損失に関する注記 （1）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産

令和6年度	令和7年度

又は資産グループの概要

事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
箕面市	農業関連施設	機械装置等	事業用資産
豊能郡豊能町	店舗	工具器具備品	事業用資産
豊能郡豊能町	農業関連施設	土地等	事業用資産
豊能郡能勢町	農業関連施設	機械装置等	事業用資産
豊能郡能勢町	農業関連施設	車両運搬具等	事業用資産
豊能郡能勢町	地元用コミュニティ施設	土地	遊休資産等
豊能郡能勢町	不稼働資産	土地	遊休資産等
豊能郡能勢町	地元用公民館	土地	遊休資産等
豊能郡能勢町	不稼働資産	土地	遊休資産等

(2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

遊休資産等については、将来の用途が定まっておらず、地価が下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

箕面市	5,006千円	(建物307千円、機械装置4,698千円)
豊能郡豊能町	1,275千円	(工具器具備品1,275千円)
豊能郡豊能町	3,365千円	(土地1,506千円、建物附属設備517千円、工具器具備品1,341千円)
豊能郡能勢町	7,651千円	(機械装置6,244千円、工具器具備品1,407千円)
豊能郡能勢町	10,720千円	(土地582千円、建物2,420千円、建物附属設備645千円、車両運搬具5,127千円、工具器具備品1,945千円)
豊能郡能勢町	336千円	(土地336千円)
豊能郡能勢町	202千円	(土地202千円)
豊能郡能勢町	289千円	(土地289千円)
豊能郡能勢町	304千円	(土地304千円)
合計	29,153千円	(土地3,222千円、建物2,728千円、建物附属設備1,162千円、機械装置10,943千円、車両運搬具5,127千円、工具器具備品5,970千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、公示価格及び不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価等を基礎として算定しています。

Ⅴ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等地域住民から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債と地方債の有価証券による運

又は資産グループの概要

事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
箕面市	農業関連施設	建物	事業用資産
豊能郡豊能町	農業関連施設	機械装置等	事業用資産
豊能郡能勢町	農業関連施設	構築物等	事業用資産
豊能郡能勢町	農業関連施設	建物等	事業用資産

(2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

箕面市	360千円	(建物360千円)
豊能郡豊能町	14,262千円	(構築物2,856千円、機械装置11,406千円)
豊能郡能勢町	6,415千円	(構築物3,137千円、機械装置1,637千円、工具器具備品1,639千円)
豊能郡能勢町	5,061千円	(土地388千円、建物2,737千円、建物附属設備989千円、構築物550千円、工具器具備品395千円)
合計	26,100千円	(土地388千円、建物3,098千円、建物附属設備989千円、構築物6,544千円、機械装置13,044千円、工具器具備品2,035千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、公示価格及び不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等を基礎として算定しています。

Ⅴ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債と地方債の有価証券による運

令和6年度	令和7年度
用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は借り主の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当事業年度末における貸出金のうち、44.83%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は、債券であり、満期保有目的で保有しています。これは発行体の信用リスク、金利の変動リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部融資課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融共済部金融課は、理事会で決定した運用方針及びALM・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融共済部金融課が行った取引については総務部が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券、貸出金、貯金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.16%下落したものと想定した場合には、経済価値が198,291千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 ③資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次	用を行っています。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 当事業年度末における貸出金のうち、43.51%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。 また、有価証券は、債券であり、満期保有目的で保有しています。これは発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に金融共済部融資課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM・リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。金融共済部金融課は、理事会で決定した運用方針及びALM・リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。金融共済部金融課が行った取引については総務部が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 (市場リスクに係る定量的情報) 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券、貸出金、貯金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%下落したものと想定した場合には、経済価値が234,589千円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 ③資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次

令和6年度	令和7年度
の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。	の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。
（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
2．金融商品の時価等に関する事項 （1）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。	2．金融商品の時価等に関する事項 （1）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	333,030,108	332,582,638	△ 447,469
有価証券	14,254,461	11,976,300	△ 2,278,161
満期保有目的の債券	14,254,461	11,976,300	△ 2,278,161
貸出金	46,111,944		
貸倒引当金(注)	△ 212,989		
貸倒引当金控除後	45,898,954	45,381,923	△ 517,031
資産計	393,183,524	389,940,861	△ 3,242,662
貯金	391,956,860	391,149,392	△ 807,467
負債計	391,956,860	391,149,392	△ 807,467

(注)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	323,917,527	323,334,415	△ 583,112
有価証券	17,618,080	14,017,245	△ 3,600,835
満期保有目的の債券	17,618,080	14,017,245	△ 3,600,835
貸出金	50,982,063		
貸倒引当金(注)	△ 231,453		
貸倒引当金控除後	50,750,609	49,638,180	△ 1,112,429
資産計	392,286,218	386,989,840	△ 5,296,377
貯金	389,423,134	388,137,113	△ 1,286,020
負債計	389,423,134	388,137,113	△ 1,286,020

(注)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（2）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 ①預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ②有価証券 有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。 ③貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負債】 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレート	（2）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 ①預金 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 ②有価証券 有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。 ③貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。 また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。 【負債】 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレート

令和6年度	令和7年度

である0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（3）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	12,636,724

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	333,030,108	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	300,000	14,050,000
満期保有目的の債券	—	—	—	—	300,000	14,050,000
貸出金（注1、2）	3,606,563	3,159,014	2,840,347	2,664,352	2,522,055	31,168,852
合計	336,636,671	3,159,014	2,840,347	2,664,352	2,822,055	45,218,852

(注1)貸出金のうち、当座貸越321,926千円については「1年以内」に含めています。

(注2)貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等150,757千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（5）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(注)	370,856,046	12,400,707	8,179,427	174,065	257,833	88,780
合計	370,856,046	12,400,707	8,179,427	174,065	257,833	88,780

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ．有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	100,000	101,650	1,650
	小計	100,000	101,650	1,650
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	6,212,681	5,084,590	△ 1,128,091
	地方債	7,941,779	6,790,060	△ 1,151,719
	小計	14,154,461	11,874,650	△ 2,279,811
合計		14,254,461	11,976,300	△ 2,278,161

Ⅶ．退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

（1）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与金支給規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全共連との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

である0ISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（3）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは（1）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	12,636,724

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	323,917,527	—	—	—	—	—
有価証券	—	300,000	700,000	500,000	900,000	15,550,000
満期保有目的の債券	—	300,000	700,000	500,000	900,000	15,550,000
貸出金（注1、2）	3,626,105	3,646,110	3,455,252	3,316,437	3,090,968	33,673,789
合計	327,543,633	3,946,110	4,155,252	3,816,437	3,990,968	49,223,789

(注1)貸出金のうち、当座貸越283,979千円については「1年以内」に含めています。

(注2)貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等173,397千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（5）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(注)	364,137,684	7,383,840	17,219,734	268,290	232,596	180,987
合計	364,137,684	7,383,840	17,219,734	268,290	232,596	180,987

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ．有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

種類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	7,312,992	5,529,080	△ 1,783,912
	地方債	10,305,088	8,488,165	△ 1,816,923
	小計	17,618,080	14,017,245	△ 3,600,835
合計		17,618,080	14,017,245	△ 3,600,835

Ⅶ．退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

（1）採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与金支給規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国農林漁業団体共済会との契約による特定退職金共済制度及び全共連との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

令和6年度	令和7年度

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	393,527千円
退職給付費用	81,468千円
退職給付の支払額	△45,518千円
事業主からの特定退職金共済制度への拠出額	△31,616千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	△49,336千円
期末における退職給付引当金	348,525千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,523,021千円
特定退職金共済制度	△223,442千円
確定給付企業年金制度	△951,053千円
未積立退職給付債務	348,525千円
貸借対照表計上額純額	348,525千円
退職給付引当金	348,525千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	81,468千円
退職給付費用	81,468千円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,862千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額16,862千円と相殺して表示しています。

なお、当組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	24,511千円
賞与引当金	22,087千円
退職給付引当金	99,437千円
未収貸付金利息	32,026千円
特例業務負担引当金	33,673千円
資産除去債務	25,151千円
未払事業税	12,338千円
減損損失	119,425千円
役員退職慰労引当金	14,869千円
その他	31,438千円
繰延税金資産小計	414,960千円
評価性引当額	△193,680千円
繰延税金資産合計(A)	221,279千円

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	348,525千円
退職給付費用	74,057千円
退職給付の支払額	△52,268千円
事業主からの特定退職金共済制度への拠出額	△30,082千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	△29,235千円
期末における退職給付引当金	310,996千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,478,451千円
特定退職金共済制度	△236,331千円
確定給付企業年金制度	△931,123千円
未積立退職給付債務	310,996千円
貸借対照表計上額純額	310,996千円
退職給付引当金	310,996千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	74,057千円
退職給付費用	74,057千円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,840千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額16,840千円と相殺して表示しています。

なお、当組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	26,727千円
賞与引当金	22,512千円
退職給付引当金	89,038千円
未収貸付金利息	31,488千円
特例業務負担引当金	28,929千円
資産除去債務	25,192千円
未払事業税	14,993千円
減損損失	114,442千円
役員退職慰労引当金	12,329千円
その他	31,488千円
繰延税金資産小計	397,141千円
評価性引当額	△190,354千円
繰延税金資産合計(A)	206,787千円

令和6年度	令和7年度

(繰延税金負債)	
資産除去費用の資産計上額	△384千円
外部出資	△3,338千円
繰延税金負債合計(B)	△3,723千円
繰延税金資産の純額(A)＋(B)	217,556千円

(繰延税金負債)	
資産除去費用の資産計上額	△351千円
外部出資	△3,338千円
繰延税金負債合計(B)	△3,689千円
繰延税金資産の純額(A)＋(B)	203,097千円

(再評価繰延税金資産)	
土地再評価差損	25,902千円
再評価繰延税金資産小計	25,902千円
評価性引当額	△25,902千円
再評価繰延税金資産合計(A)	―千円

(再評価繰延税金資産)	
土地再評価差損	25,902千円
再評価繰延税金資産小計	25,902千円
評価性引当額	△25,902千円
再評価繰延税金資産合計(A)	―千円

(再評価繰延税金負債)	
土地再評価差益	△891,405千円
再評価繰延税金負債合計(B)	△891,405千円
再評価繰延税金負債の純額(A)+(B)	△891,405千円

(再評価繰延税金負債)	
土地再評価差益	△891,405千円
再評価繰延税金負債合計(B)	△891,405千円
再評価繰延税金負債の純額(A)+(B)	△891,405千円

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

3．税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.92%から28.63%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は3,374千円増加し、法人税等調整額は同額減少しています。また、再評価に係る繰延税金負債が22,106千円増加し、土地再評価差額金は同額減少しています。

Ⅸ．収益認識に関する注記

「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記 5．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ⅸ．収益認識に関する注記

「Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記 5．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

Ⅹ．その他の注記

資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、定期借地権契約や賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に14年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に2.28%)を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高	87,708千円
時の経過による調整額	140千円
当事業年度の期末残高	87,848千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当ありません。

Ⅹ．その他の注記

資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。また、一部の事務所等について、定期借地権契約や賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関しても資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間(主に14年)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り(主に2.28%)を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高	87,848千円
時の経過による調整額	143千円
当事業年度の期末残高	87,991千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当ありません。

令和6年度	令和7年度
キャッシュ・フロー計算書に関する注記 （1）現金及び現金同等物の資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 （2）現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 令和6年3月31日 現金・預金勘定　342,239,191千円 当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金　△339,196,000千円 現金及び現金同等物　3,043,191千円 令和7年3月31日 現金・預金勘定　334,486,826千円 当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金　△332,246,000千円 現金及び現金同等物　2,240,826千円 （3）重要な非資金取引 該当する事項はありません。	キャッシュ・フロー計算書に関する注記 （1）現金及び現金同等物の資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、当座預金、普通預金及び通知預金となっています。 （2）現金及び現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 令和7年3月31日 現金・預金勘定　334,486,826千円 当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金　△332,246,000千円 現金及び現金同等物　2,240,826千円 令和8年3月31日 現金・預金勘定　325,471,205千円 当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金　△323,880,000千円 現金及び現金同等物　1,591,205千円 （3）重要な非資金取引 該当する事項はありません。

5. 剰余金処分計算書

（単位：千円）

項目	令和6年度 総代会承認日 令和7年6月24日	令和7年度 総代会承認日 令和8年6月25日
当期未処分剰余金	2,670,635	2,930,943
任意積立金取崩額	—	—
信用事業基盤強化積立金	—	—
剰余金処分額	345,815	345,285
(1)利益準備金	—	—
(2)任意積立金	300,000	300,000
信用事業基盤強化積立金	300,000	300,000
(3)出資配当金	45,815	45,285
（出資配当率）	（3.0%）	（3.0%）
(4)事業分量配当金	—	—
（配当基準）	（—）	（—）
次期繰越剰余金	2,324,819	2,585,657

（注）1. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

種類	信用事業基盤強化積立金
積立目的	金融自由化に対応し、信用事業基盤強化に必要な資金を積み立てる。
積立目標額	期末貯金・定期積金総額の1,000分の20
積立基準	目標額の範囲内において当期剰余金等を参酌の上、積み立てる。
取崩基準	信用事業総利益が、前年度に比べ大幅に減少した場合等、信用事業の基盤及びその事業の起因により重大な影響があるという事実が発生した場合に、その減少額等の範囲内で必要相当額を取り崩すことができる。
当期積立額	令和6年度積立額　300,000千円、令和7年度積立額　300,000千円
剰余金処分後積立金残高	令和6年度積立金残高 4,792,000千円、令和7年度積立金残高 5,092,000千円

2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度　27,000千円

令和7年度　31,000千円

6. 部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：千円）

区　　分	計	信用事業	共済事業	農業関連事　業	生活その他事　業	営農指導事　業	共通管理費等
事業収益 ①	4,266,334	2,654,474	694,618	765,492	141,555	10,195	
事業費用 ②	1,241,207	557,930	7,857	586,651	61,458	27,311	
事業総利益 ③ (①－②)	3,025,127	2,096,544	686,760	178,841	80,097	△ 17,116	
事業管理費 ④	2,485,196	1,411,546	419,892	382,535	166,622	104,601	
（うち減価償却費） ⑤	(217,898)	(111,528)	(41,363)	(36,367)	(17,025)	(11,615)	
（うち人件費） ⑤'	(1,529,098)	(816,677)	(300,177)	(227,739)	(108,441)	(76,064)	
※うち共通管理費 ⑥		258,581	76,030	57,002	24,246	11,759	△ 427,618
（うち減価償却費） ⑦		(19,663)	(5,780)	(4,333)	(1,840)	(894)	(△32,510)
（うち人件費） ⑦'		(160,426)	(47,170)	(35,364)	(15,043)	(7,296)	(△265,299)
事業利益 ⑧ (③－④)	539,930	684,998	266,868	△ 203,694	△ 86,525	△ 121,717	
事業外収益 ⑨	243,485	147,235	43,292	32,456	13,806	6,696	
※うち共通分 ⑩		147,235	43,292	32,456	13,806	6,696	△ 243,485
事業外費用 ⑪	22,603	13,668	4,019	3,013	1,281	622	
※うち共通分 ⑫		13,668	4,019	3,013	1,281	622	△ 22,603
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	760,811	818,564	306,141	△ 174,251	△ 74,000	△ 115,643	
特別利益 ⑭	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	29,481	17,827	5,242	3,929	1,672	811	
※うち共通分 ⑰		17,827	5,242	3,929	1,672	811	△ 29,481
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	731,330	800,737	300,899	△ 178,180	△ 75,672	△ 116,454	
営農指導事業分配賦額 ⑲		48,432	21,474	24,223	22,325	△ 116,454	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	731,330	752,305	279,425	△ 202,403	△ 97,997		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

【部門別損益計算書の注記】

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

配賦基準：（職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割）の平均値

(2) 営農指導事業

配賦基準：（均等割+事業総利益割）の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

（単位：%）

区　　分	信用事業	共済事業	農業関連事　業	生活その他事　業	営農指導事　業	合　計
共通管理費等	60.47	17.78	13.33	5.67	2.75	100.00
営農指導事業	41.59	18.44	20.80	19.17		100.00

（参考）部門別の資産

（単位：千円）

区　　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事　業	生活その他事　業	営農指導事　業	共通資産
事業別の総資産	416,843,481	407,904,212	1,469,633	272,038	86,094		7,111,504
総資産(共通資産配賦後)※	416,843,481	412,204,333	2,733,998	1,220,164	489,386	195,600	
（うち固定資産）	(6,924,597)	(4,189,824)	(1,187,776)	(984,360)	(378,934)	(183,703)	

※共通資産の他部門への配賦基準

配賦基準：（職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割）の平均値

6. 部門別損益計算書（令和7年度）

（単位：千円）

区　　分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,892,942	3,353,484	692,851	677,161	159,233	10,213	
事業費用 ②	1,714,457	1,130,556	7,634	480,692	67,814	27,761	
事業総利益 ③ (①－②)	3,178,485	2,222,928	685,217	196,469	91,419	△ 17,548	
事業管理費 ④	2,516,186	1,425,921	405,421	403,136	167,626	114,082	
(うち減価償却費) ⑤	(205,460)	(108,151)	(37,894)	(32,972)	(14,802)	(11,641)	
(うち人件費) ⑤'	(1,521,437)	(810,358)	(284,556)	(231,316)	(111,200)	(84,007)	
※うち共通管理費 ⑥		286,344	79,991	63,815	25,226	13,504	△ 468,880
(うち減価償却費) ⑦		(18,119)	(5,061)	(4,037)	(1,597)	(854)	(△29,668)
(うち人件費) ⑦'		(166,729)	(46,576)	(37,157)	(14,688)	(7,863)	(△273,013)
事業利益 ⑧ (③－④)	662,298	797,006	279,796	△ 206,667	△ 76,207	△ 131,630	
事業外収益 ⑨	249,115	152,134	42,499	33,905	13,402	7,175	
※うち共通分 ⑩		152,134	42,499	33,905	13,402	7,175	△ 249,115
事業外費用 ⑪	16,284	9,946	2,778	2,216	875	469	
※うち共通分 ⑫		9,946	2,778	2,216	875	469	△ 16,284
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	895,129	939,194	319,517	△ 174,978	△ 63,680	△ 124,924	
特別利益 ⑭	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分 ⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	43,038	26,284	7,342	5,857	2,316	1,239	
※うち共通分 ⑰		26,284	7,342	5,857	2,316	1,239	△ 43,038
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	852,091	912,910	312,175	△ 180,835	△ 65,996	△ 126,163	
営農指導事業分配賦額 ⑲		52,862	22,546	26,418	24,337	△ 126,163	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	852,091	860,048	289,629	△ 207,253	△ 90,333		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

【部門別損益計算書の注記】

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

配賦基準：（職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割）の平均値

(2) 営農指導事業

配賦基準：（均等割+事業総利益割）の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

（単位：%）

区　　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合　計
共通管理費等	61.07	17.06	13.61	5.38	2.88	100.00
営農指導事業	41.90	17.87	20.94	19.29		100.00

（参考）部門別の資産

（単位：千円）

区　　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	416,470,167	407,623,366	1,469,680	338,135	85,277		6,953,709
総資産(共通資産配賦後)※	416,470,167	411,869,685	2,655,896	1,284,782	459,485	200,319	
(うち固定資産)	(6,794,296)	(4,146,671)	(1,121,108)	(983,578)	(353,686)	(189,253)	

※共通資産の他部門への配賦基準

配賦基準：（職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割）の平均値

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」(平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号)に基づく、当組合の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成にかかる内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確認書

1　私は、当組合の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農協法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2　当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
(1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
(2)業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
(3)重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月13日

大阪北部農業協同組合
代表理事組合長　　中井　勝次

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表、剰余金処分計算書及び部門別損益計算書を指しています。

8. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

（単位：千円、口、人）

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益		4,134,349	4,285,428	4,364,007	4,266,334	4,892,942
	信用事業収益	2,601,306	2,675,596	2,680,926	2,654,474	3,353,484
	共済事業収益	717,757	706,011	684,371	694,618	692,851
	農業関連事業収益	643,872	755,382	840,470	765,492	677,161
	その他事業収益	171,414	148,439	158,240	151,750	169,446
経常利益		983,913	992,037	1,044,925	760,811	895,129
当期剰余金		686,156	624,899	753,343	527,692	606,123
出資金		1,601,797	1,580,141	1,557,119	1,537,413	1,518,868
（出資口数）		(1,601,797)	(1,580,141)	(1,557,119)	(1,537,413)	(1,518,868)
純資産額		18,934,507	19,505,601	20,206,782	20,641,552	21,183,679
総資産額		424,584,665	423,687,840	423,318,426	416,843,481	416,470,167
貯金等残高		399,796,644	398,768,951	398,277,091	391,956,860	389,423,134
貸出金残高		46,189,267	46,129,891	46,311,818	46,111,944	50,982,063
有価証券残高		13,123,423	12,011,887	12,564,968	14,254,461	17,618,080
剰余金配当金額		31,910	31,448	46,583	45,815	45,285
	出資配当の額	31,910	31,448	46,583	45,815	45,285
	事業分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数		203	199	195	191	191
単体自己資本比率		13.32%	13.72%	14.41%	15.55%	16.25%

（注）1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 利益総括表

（単位：千円）

種　類	令和6年度	令和7年度	増　減
資金運用収益	2,503,524	3,265,183	761,659
資金調達費用	370,492	948,391	577,898
資金運用収支	2,133,031	2,316,791	183,760
役務取引等収益	44,684	46,193	1,509
役務取引等費用	13,404	13,083	△ 320
役務取引等収支	31,279	33,110	1,830
その他信用事業収益	106,266	42,107	△ 64,158
その他信用事業費用	174,033	147,323	△ 26,710
その他信用事業収支	△ 67,767	△ 105,215	△ 37,448
信用事業粗利益	2,096,544	2,244,686	148,142
（信用事業粗利益率）	0.52%	0.57%	0.05%
共済事業粗利益	686,760	685,217	△ 1,543
（共済事業粗利益率）	0.12%	0.12%	0.00%
購買事業粗利益	59,805	58,813	△ 991
（購買事業粗利益率）	12.09%	11.07%	△ 1.02%
販売事業粗利益	76,887	94,223	17,336
（販売事業粗利益率）	14.95%	22.58%	7.63%
総粗利益	3,025,148	3,200,425	175,277
（総粗利益率）	0.72%	0.77%	0.05%
事業粗利益	3,271,550	3,508,048	236,497
（事業粗利益率）	0.78%	0.84%	0.06%
事業純益	786,353	984,625	198,271
実質事業純益	786,353	991,861	205,507
コア事業純益	786,353	991,861	205,507
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	786,353	991,861	205,507

3. 資金運用収支の内訳

（単位：千円）

項　目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	399,164,303	2,500,091	0.62%	392,017,114	3,250,007	0.82%
うち預金	340,677,437	2,023,753	0.59%	331,109,195	2,644,268	0.79%
うち有価証券	13,420,455	93,812	0.69%	15,465,430	133,494	0.86%
うち貸出金	45,066,410	382,525	0.84%	45,442,488	472,245	1.03%
資金調達勘定	398,457,137	367,059	0.09%	390,678,220	933,216	0.23%
うち貯金・定期積金	397,936,586	366,769	0.09%	390,561,700	932,217	0.23%
うち借入金	520,550	290	0.05%	116,520	998	0.85%
総資金利ざや	—	—	0.11%	—	—	0.16%

（注）1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

2. （注）1. の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めています。

3. うち預金利息には受取特別配当金を含めて記載しています。
また、うち貯金・定期積金利息には定期積金先払割引金を含めて記載しています。

4. 受取・支払利息の増減額

（単位：千円）

項　　目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	△ 27,669	761,659
うち預金	△ 47,129	620,515
うち有価証券	13,389	39,682
うち貸出金	6,070	101,462
うちその他	0	0
支払利息	227,078	577,898
うち貯金・定期積金	228,192	565,447
うち譲渡性貯金	―	―
うち借入金	137	708
うちその他	△ 1,250	11,742
差引	△ 254,748	183,760

（注）　1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息のうち預金には受取特別配当金を含んでおり、また、支払利息のうち貯金・定期積金には定期積金先払割引金を含んでいます。

3. 受取利息のうちその他は定期積金遅延利息等で、また、支払利息のうちその他は貸付留保金利息です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

(単位：千円)

種類	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
当座貯金	38,543	0.00%	30,353	0.00%	△ 8,189
普通貯金	125,825,368	32.10%	126,019,251	32.36%	193,883
貯蓄貯金	360,464	0.09%	398,614	0.10%	38,149
通知貯金	—	—	—	—	—
その他の流動性貯金	377,908	0.09%	406,122	0.10%	28,214
流動性貯金計	126,602,284	32.30%	126,854,342	32.57%	252,058
定期貯金	261,224,989	66.64%	258,789,751	66.45%	△ 2,435,237
定期積金	3,586,756	0.91%	3,283,023	0.84%	△ 303,732
その他の定期性貯金	542,829	0.13%	496,015	0.12%	△ 46,813
定期性貯金計	265,354,576	67.69%	262,568,791	67.42%	△ 2,785,784
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合計	391,956,860	100.00%	389,423,134	100.00%	△ 2,533,726

②貯金の科目別平均残高

(単位：千円)

種類	令和6年度		令和7年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当座貯金	28,193	0.00%	27,775	0.00%	△ 417
普通貯金	124,792,628	31.35%	126,224,952	32.31%	1,432,323
貯蓄貯金	342,232	0.08%	367,814	0.09%	25,581
通知貯金	2,862,880	0.71%	1,504,144	0.38%	△ 1,358,736
その他の流動性貯金	393,536	0.09%	405,760	0.10%	12,223
流動性貯金計	128,419,472	32.27%	128,530,447	32.90%	110,975
定期貯金	265,344,849	66.68%	258,059,007	66.07%	△ 7,285,842
定期積金	3,633,774	0.91%	3,454,780	0.88%	△ 178,994
その他の定期性貯金	538,489	0.13%	517,464	0.13%	△ 21,025
定期性貯金計	269,517,114	67.72%	262,031,252	67.09%	△ 7,485,861
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合計	397,936,586	100.00%	390,561,700	100.00%	△ 7,374,886

③定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利定期	265,347,687	99.99%	262,560,956	99.99%	△ 2,786,731
変動金利定期	6,888	0.00%	7,835	0.00%	947
合計	265,354,576	100.00%	262,568,791	100.00%	△ 2,785,784

(注)1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2)貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

(単位：千円)

種類	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
手形貸付	―	―	―	―	―
証書貸付	45,790,018	99.30%	50,698,084	99.44%	4,908,065
当座貸越	321,926	0.69%	283,979	0.55%	△ 37,946
割引手形	―	―	―	―	―
合計	46,111,944	100.00%	50,982,063	100.00%	4,870,118

②貸出金の科目別平均残高

(単位：千円)

種類	令和6年度		令和7年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付	―	―	―	―	―
証書貸付	45,202,141	99.27%	46,655,522	99.36%	1,453,381
当座貸越	329,965	0.72%	297,912	0.63%	△ 32,052
割引手形	―	―	―	―	―
合計	45,532,107	100.00%	46,953,435	100.00%	1,421,328

③貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	7,833,096	16.98%	10,282,349	20.28%	2,449,253
変動金利貸出	38,278,848	83.01%	40,415,734	79.71%	2,458,812
合計	46,111,944	100.00%	50,698,084	100.00%	4,908,065

④貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種類		令和6年度	令和7年度	増減
物的担保	貯金等	3,860,511	3,609,528	△ 250,983
	有価証券	―	―	―
	動産	13,743	17,287	3,544
	不動産	14,519,553	14,156,589	△ 362,964
	その他担保物	―	―	―
	計	18,393,809	17,783,405	△ 610,403
保証	農業信用基金協会保証	19,228,800	22,428,565	3,199,764
	その他保証	892,916	683,874	△ 209,042
	計	20,121,717	23,112,439	2,990,721
信用		7,596,417	10,086,218	2,489,800
合計		46,111,944	50,982,063	4,870,118

⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

⑥貸出金の使途別内訳残高

（単位：千円）

種類	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	33,027,256	71.62%	35,885,923	70.38%	2,858,667
運転資金	4,023,888	8.72%	3,686,470	7.23%	△ 337,418
その他	9,060,799	19.64%	11,409,669	22.37%	2,348,870
合計	46,111,944	100.00%	50,982,063	100.00%	4,870,118

⑦貸出金の業種別残高

（単位：千円）

種類	令和6年度		令和7年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
製造業	—	—	—	—	—
農業	186,502	0.40%	194,575	0.38%	8,073
林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	17,173	0.03%	23,438	0.04%	6,265
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業	5,500	0.01%	36,900	0.07%	31,400
卸売・小売業	25,434	0.05%	21,459	0.04%	△ 3,975
金融・保険業	—	—	—	—	—
不動産業	20,673,135	44.83%	22,180,849	43.50%	1,507,713
各種サービス業	848,862	1.84%	803,409	1.57%	△ 45,452
地方公共団体	7,596,417	16.47%	10,086,218	19.78%	2,489,800
個人（住宅・消費・納税資金等）	16,758,918	36.34%	17,635,212	34.59%	876,294
合計	46,111,944	100.00%	50,982,063	100.00%	4,870,118

（注）業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

●営農類型別

（単位：千円）

種類	令和6年度	令和7年度	増減
農業	274,963	252,967	△ 21,995
うち穀作	47,239	44,946	△ 2,292
うち野菜・園芸	13,761	12,201	△ 1,560
うち果樹・樹園農業	—	—	—
うち工芸作物	—	—	—
うち養豚・肉牛・酪農	252	—	△ 252
うち養鶏・養卵	—	—	—
うち養蚕	—	—	—
うちその他農業	213,710	195,820	△ 17,889
農業関連団体等	—	—	—
合計	274,963	252,967	△ 21,995

(注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。
なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2.「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3.「農業関連団体等」には、ＪＡや全農とその子会社等が該当します。

●資金種類別

（単位：千円）

種類	令和6年度	令和7年度	増減
プロパー資金	273,805	252,020	△ 21,784
農業制度資金	1,157	947	△ 210
うち農業近代化資金	1,157	947	△ 210
うちその他制度資金	—	—	—
合計	274,963	252,967	△ 21,995

(注)1. プロパー資金とは、当ＪＡ原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑨農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

●農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

（単位：千円）

区分		令和6年度	令和7年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		255,200	240,083
危険債権		216,517	211,777
要管理債権		—	—
	三月以上延滞債権	—	—
	貸出条件緩和債権	—	—
合計		471,718	451,861
正常債権		45,658,629	50,557,949

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っておりませんが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4) 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注5) 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2及び注4に掲げるものを除く。)をいいます。

(注6) 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

●金融再生法開示債権の保全状況

（単位：千円）

区分	令和6年度	令和7年度
金融再生法開示債権合計（A）	471,718	451,861
保全額合計（B）	471,718	451,861
うち貸倒引当金	100,535	112,811
うち担保保証等	371,182	339,049
保全率 (B)/(A)	100.00%	100.00%

(注)貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しています。

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当ありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

区分		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
令和6年度	一般貸倒引当金	115,259	114,316	—	115,259	114,316
	個別貸倒引当金	100,185	100,646	—	100,185	100,646
	合計	215,445	214,963	—	215,445	214,963
令和7年度	一般貸倒引当金	114,316	121,552	—	114,316	121,552
	個別貸倒引当金	100,646	112,969	2,198	98,447	112,969
	合計	214,963	234,522	2,198	212,764	234,522

(注)その他の金額は洗替による取崩額です。

⑫貸出金償却等の額

（単位：千円）

区分	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	—	—
貸倒損失額	—	85
合計	—	85

(注)「貸出金償却額」および「貸倒損失額」は、貸出金等から、個別貸倒引当金の既繰入額の当該償却に係る取崩額を控除した額を計上しています。

(3)為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

（単位：千件、千円）

種類	令和6年度				令和7年度			
	仕向		被仕向		仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金･振込為替	40	72,248,024	278	89,559,837	41	72,407,049	283	94,897,254
代金取立為替	0	17,785	0	19,489	0	12,819	0	29,204
雑為替	1	313,125	0	246,127	0	294,645	0	163,741
合計	41	72,578,935	279	89,825,454	42	72,714,514	283	95,090,199

②公共債の引受額・公共債窓販実績

（単位：千円）

種類	窓口販売実績		引受実績	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国債	245,320	620,780	—	—

③オフバランス取引の状況

該当ありません。

(4)有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種類	令和6年度	令和7年度	増減
国債	6,056,888	6,818,544	761,656
地方債	7,363,566	8,646,885	1,283,319
政府保証債	―	―	―
金融債	―	―	―
短期社債	―	―	―
社債	―	―	―
株式	―	―	―
受益証券	―	―	―
投資証券	―	―	―
合計	13,420,455	15,465,430	2,044,975

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

③有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

年度	種類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和6年度	国債	―	―	―	―	100,000	6,212,681	―	6,312,681
	地方債	―	―	300,000	499,909	1,749,960	5,391,910	―	7,941,779
	政府保証債	―	―	―	―	―	―	―	―
	金融債	―	―	―	―	―	―	―	―
	短期社債	―	―	―	―	―	―	―	―
	社債	―	―	―	―	―	―	―	―
	株式	―	―	―	―	―	―	―	―
	受益証券	―	―	―	―	―	―	―	―
	投資証券	―	―	―	―	―	―	―	―
令和7年度	国債	―	196,359	―	100,000	390,949	6,625,683	―	7,312,992
	地方債	―	792,999	1,389,034	301,457	2,341,798	5,479,798	―	10,305,088
	政府保証債	―	―	―	―	―	―	―	―
	金融債	―	―	―	―	―	―	―	―
	短期社債	―	―	―	―	―	―	―	―
	社債	―	―	―	―	―	―	―	―
	株式	―	―	―	―	―	―	―	―
	受益証券	―	―	―	―	―	―	―	―
	投資証券	―	―	―	―	―	―	―	―

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5)有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当ありません。

[満期保有目的の債券]

（単位：千円）

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	100,000	101,650	1,650	―	―	―
	地方債	―	―	―	―	―	―
	小計	100,000	101,650	1,650	―	―	―
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	6,212,681	5,084,590	△ 1,128,091	7,312,992	5,529,080	△ 1,783,912
	地方債	7,941,779	6,790,060	△ 1,151,719	10,305,088	8,488,165	△ 1,816,923
	小計	14,154,461	11,874,650	△ 2,279,811	17,618,080	14,017,245	△ 3,600,835
合計		14,254,461	11,976,300	△ 2,278,161	17,618,080	14,017,245	△ 3,600,835

[その他有価証券]

該当ありません。

②金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

該当ありません。

[満期保有目的の金銭の信託]

該当ありません。

[その他の金銭の信託]

該当ありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(6)預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）	106,928	155,826

（注）投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和6年度	令和7年度
残高有り投資信託口座数	77	84

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高

（単位：件、千円）

種類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
生命系	終身共済	8,830	71,009,268	8,866	68,507,218
	定期生命共済	332	5,125,100	324	4,909,080
	養老生命共済	3,865	15,821,384	3,500	13,850,217
	うちこども共済	2,863	7,535,400	2,727	7,037,200
	医療共済	4,118	3,745,550	4,145	3,504,050
	がん共済	1,503	453,000	1,518	431,500
	定期医療共済	319	725,200	298	700,600
	介護共済	1,089	2,177,591	1,093	2,232,015
	認知症共済	44	—	44	—
	生活障害共済	39	—	39	—
	特定重度疾病共済	196	—	197	—
	年金共済	5,988	83,000	5,880	80,000
建物系	建物更生共済	18,204	446,867,509	18,021	449,986,331
合計		44,527	546,007,602	43,925	544,201,014

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

（単位：件、千円）

種類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	4,118	15,319 215,720	4,145	14,280 246,066
がん共済	1,503	8,625 —	1,518	8,142 10,320
定期医療共済	319	1,644	298	1,533
合計	5,940	25,588 215,720	5,961	23,955 256,386

（注）1. 医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。
2. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3)介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：件、千円）

種類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	1,089	2,571,790	1,093	2,739,240
認知症共済	44	47,000	44	46,500
生活障害共済（一時金型）	32	71,500	32	74,000
生活障害共済（定期年金型）	7	4,000	7	4,000
特定重度疾病共済	196	200,000	197	199,500

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4)年金共済の年金保有高

（単位：件、千円）

種類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	4,184	2,683,969	3,992	2,494,232
年金開始後	1,804	1,160,566	1,888	1,262,407
合計	5,988	3,844,536	5,880	3,756,639

（注）金額は、年金年額を記載しています。

(5)短期共済新契約高

（単位：件、千円）

種類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,376	22,614,440	18,622	1,321	21,939,720	18,539
自動車共済	6,822	—	288,101	6,775	—	294,854
傷害共済	3,911	12,599,100	1,376	3,786	12,516,100	1,342
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	1	2,000	24	1	2,000	24
賠償責任共済	835	—	1,800	788	—	1,833
自賠責共済	1,195	—	19,097	1,219	—	19,754
合計	14,140	—	329,024	13,890	—	336,349

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は「－」。）を記載しています。

3. 購買事業取扱実績

(1) 買取購買品

（単位：千円）

種類		令和6年度		令和7年度	
		購買品取扱高	手数料	購買品取扱高	手数料
生産資材	飼料	15,452	2,004	16,571	2,374
	肥料	98,485	9,781	103,432	9,461
	農薬	59,993	6,704	64,099	6,817
	保温資材	23,636	4,093	25,151	4,220
	包装資材	9,662	1,840	9,467	1,791
	農業機械	39,178	4,065	47,508	4,441
	石油類	981	174	970	175
	自動車	18,088	180	17,161	160
	建築資材	57,970	5,901	47,621	4,937
	その他	40,639	6,291	47,440	7,457
	計	364,089	41,039	379,425	41,838
生活物資	食料品 米	30,728	1,580	37,548	2,501
	食料品 生鮮食品	25,129	2,481	25,767	2,712
	食料品 一般食品	28,878	3,875	27,594	3,707
	衣料品	2,326	419	2,063	377
	耐久消費財	19,536	1,876	38,466	3,676
	日用雑貨	23,591	2,893	20,384	2,421
	LP・ガス	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	計	130,190	13,127	151,823	15,397
合計		494,279	54,166	531,249	57,236

（注）購買品取扱高は、取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(1) 受託販売品

（単位：千円）

種類	令和6年度		令和7年度	
	販売品取扱高	手数料	販売品取扱高	手数料
米	1,259	269	486	141
豆・雑穀	5,674	689	7,500	1,235
野菜	613	12	293	7
果実	11,943	334	14,571	459
その他	101,402	15,414	97,301	14,521
合計	120,892	16,720	120,152	16,366

（注）販売品取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 買取販売品

（単位：千円）

種類	令和6年度		令和7年度	
	販売品取扱高	手数料	販売品取扱高	手数料
米	328,305	59,120	242,487	102,623
果実	68	—	68	—
その他	64,704	9,592	54,474	6,922
合計	393,077	68,713	297,029	109,545

5. 指導事業

（単位：千円）

項目		令和6年度	令和7年度
収益	指導補助金	—	—
	実費収入	13,230	12,675
	受入事務委託料	595	604
	計	13,825	13,279
費用	営農改善費	27,311	27,761
	生活改善費	3,550	3,594
	教育情報費	12,345	13,890
	計	43,208	45,247
収支差額		△ 29,382	△ 31,967

6. 資産相談（宅地等供給）事業

（単位：千円）

項目		令和6年度	令和7年度
収益	宅地等供給手数料	41,571	42,925
	宅地等供給雑収入	39,313	52,034
	計	80,885	94,960
費用	宅地等供給雑費	1,666	2,128
	計	1,666	2,128
総利益		79,219	92,831

7. 利用事業

（単位：千円）

項目		令和6年度	令和7年度
収益	水稲育苗関係	30,502	31,709
	籾すり関係	36,495	38,518
	その他の収益	15,256	14,352
	計	82,255	84,580
費用	水稲育苗関係	16,935	16,965
	籾すり関係	6,330	6,502
	その他の費用	3,675	4,578
	計	26,941	28,045
総利益		55,313	56,534

Ⅳ 経営諸指標

1. 利益率

項　　目	令和6年度	令和7年度	増　減
総資産経常利益率	0.18%	0.21%	0.03%
資本経常利益率	3.75%	4.31%	0.56%
総資産当期純利益率	0.12%	0.14%	0.02%
資本当期純利益率	2.60%	2.92%	0.31%

（注）1. 総資産経常利益率 ＝ $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

2. 資本経常利益率 ＝ $\frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

3. 総資産当期純利益率 ＝ $\frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

4. 資本当期純利益率 ＝ $\frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

2. 貯貸率・貯証率

区　　分		令和6年度	令和7年度	増　減
貯貸率	期末	11.76%	13.09%	1.32%
	期中平均	11.44%	12.02%	0.57%
貯証率	期末	3.63%	4.52%	0.88%
	期中平均	3.37%	3.95%	0.58%

（注）1. 貯貸率(期末) ＝ $\frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

2. 貯貸率(期中平均) ＝ $\frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3. 貯証率(期末) ＝ $\frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

4. 貯証率(期中平均) ＝ $\frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3. 職員一人当たり指標

（単位：千円）

項　　目		令和6年度	令和7年度	増　減
信用事業	貯金残高	2,052,130	2,038,864	△ 13,265
	貸出金残高	241,423	266,921	25,498
共済事業	長期共済保有高	2,858,678	2,849,219	△ 9,458
経済事業	購買品取扱高	2,587	2,781	193
	販売品取扱高	2,690	2,184	△ 506

（注）各年度末の数値を令和6年度は191人、令和7年度は191人で除して算出しています。

4. 一店舗当たり指標

（単位：千円）

項　　目	令和6年度	令和7年度	増　減
貯金残高	26,130,457	25,961,542	△ 168,915
貸出金残高	3,293,710	3,641,575	347,865
長期共済保有高	39,000,543	38,871,501	△ 129,042
購買品取扱高	35,305	37,946	2,640

（注）各年度の貯金残高算出における店舗数は15店舗で、それ以外は14店舗で除して算出しています。

Ⅴ 自己資本の充実の状況等

○農業協同組合法施行規則（平成13年農林水産省令第148号）第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成19年金融庁・農林水産省告示第4号）として開示しています。
○「定性的な開示事項」において、前年度（令和6年度）と同様の内容については前年度分の記載を省略しています。

定性的な開示事項

1. 自己資本比率の状況等

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員・利用者のみなさまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、16.25％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

〔普通出資による資本調達額〕

項　目	内　容
発行主体	大阪北部農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,518百万円（前年度1,537百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 信用リスクに関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(Ｒ＆Ｉ)
株式会社日本格付研究所(ＪＣＲ)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Ｍｏｏｄｙ's)
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング(Ｓ＆Ｐ)
フィッチレーティングスリミテッド(Ｆｉｔｃｈ)

(注)「リスク･ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付又はカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については，①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. ＣＶＡリスクに関する事項

該当ありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクをいい、当該リスクの管理方針等については、16ページをご覧下さい。

◇ＢＩの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）及びFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ＩＬＭの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「１」を使用しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものをいい、当ＪＡにおいては、系統及び系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統及び系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金(外部出資等損失引当金)の計上や直接償却(外部出資等償却)を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

10. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

ALM・リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿EVE及び⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
重要な変動はありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における当該金利リスクに関する事項

該当ありません。

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、％）

項　　目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,464,080	19,006,737
うち、出資金及び資本準備金の額	2,559,498	2,540,953
うち、再評価積立金の額	―	―
うち、利益剰余金の額	15,960,467	16,520,775
うち、外部流出予定額　（△）	45,815	45,285
うち、上記以外に該当するものの額	△ 10,070	△ 9,706
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	114,316	121,552
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	114,316	121,552
うち、適格引当金コア資本算入額	―	―
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	18,578,397	19,128,289
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	3,587	3,544
うち、のれんに係るものの額	―	―
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,587	3,544
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	―	―
適格引当金不足額	―	―
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	―	―
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	―	―
前払年金費用の額	―	―
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されたものを除く。）の額	―	―
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	―	―
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	―	―
特定項目に係る十パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	―	―
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	―	―
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	3,587	3,544
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	18,574,809	19,124,745
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	115,416,229	113,696,256
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	―	―
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	―	―
勘定間の振替分	―	―
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,011,031	3,985,548
フロア調整額	―	―
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	119,427,261	117,681,805
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））×100	15.55	16.25

（注1）「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

（注2）当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

（注3）当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：千円）

	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4％	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4％
現金	1,456,717	—	—	1,553,835	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,320,797	—	—	7,322,135	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	15,559,523	—	—	20,418,317	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	334,915,688	66,983,137	2,679,325	326,319,719	65,263,943	2,610,557
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	821,744	50,007	2,000	682,542	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,149,035	4,193,989	167,759	6,921,778	3,435,887	137,435
（うちトランザクター向け）	3,400	1,530	61	5,250	2,362	94
不動産関連向け	9,959,269	6,081,583	243,263	10,549,032	6,664,154	266,566
（うち自己居住用不動産等向け）	814,203	264,226	10,569	784,267	241,695	9,667
（うち賃貸用不動産向け）	8,260,010	5,089,353	203,574	8,942,085	5,714,401	228,576
（うち事業用不動産関連向け）	885,055	728,003	29,120	822,679	708,057	28,322
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	237,861	231,073	9,242	219,777	200,935	8,037
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	131,404	76,236	3,049	113,788	50,331	2,013
取立未済手形	30,916	6,183	247	25,271	5,054	202
信用保証協会等による保証付	19,230,164	1,911,748	76,469	22,429,075	2,228,222	89,128
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	196,799	196,799	7,871	196,799	255,839	10,233
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
上記以外	17,025,691	35,685,470	1,427,418	16,932,000	35,591,887	1,423,675
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	12,439,925	31,099,812	1,243,992	12,439,925	31,099,812	1,243,992
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,585,766	4,585,658	183,426	4,492,075	4,492,075	179,683
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちＳＴＣ要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（短期ＳＴＣ要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—
（うちＳＴＣ・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250％）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400％）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	414,035,614	115,416,229	4,616,649	413,684,073	113,696,256	4,547,850
ＣＶＡリスク相当額÷８％（簡便法）	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	414,035,614	115,416,229	4,616,649	413,684,073	113,696,256	4,547,850

マーケット・リスクに対する所要自己資本の額〈簡便方式又は標準的方式〉	マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額 a		所要自己資本額 b＝a×4％	マーケット・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額 a		所要自己資本額 b＝a×4％
		—	—		—	—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額〈標準的計測手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額 a		所要自己資本額 b＝a×4％	オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額 a		所要自己資本額 b＝a×4％
		4,011,031	160,441		3,985,548	159,421
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 合計 a		所要自己資本額 b＝a×4％	リスク・アセット等(分母) 合計 a		所要自己資本額 b＝a×4％
		119,427,261	4,777,090		117,681,805	4,707,272

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,011,031	3,985,548
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	160,441	159,421
ＢＩ	2,674,021	2,657,032
ＢＩＣ	320,882	318,843

（注1）「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
（注2）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
（注3）「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
（注4）「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
（注5）オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3.信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

項目		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー
			うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	33,857	33,716	—	26,508	40,900	40,760	—	34,496
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	4,250,476	4,243,376	—	41,512	4,388,481	4,381,381	—	35,108
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	12,815	5,500	—	—	9,815	2,500	—	—
	金融・保険業	348,972,017	—	—	—	340,467,520	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	835,265	781,791	—	—	789,008	735,535	—	—
	日本国政府・地方公共団体	21,880,320	7,604,270	14,275,595	—	27,740,453	10,093,683	17,646,158	—
	上記以外	—	—	—	—	120,842	120,842	—	—
個人		33,522,171	33,465,010	—	301,244	35,693,674	35,634,896	—	263,959
その他		4,528,690	—	—	—	4,433,375	—	—	—
業種別残高計		414,035,614	46,133,665	14,275,595	369,265	413,684,073	51,009,599	17,646,158	333,565
1年以下		335,261,289	345,601	—		326,723,313	403,594	—	
1年超3年以下		1,028,590	1,028,590	—		1,970,071	979,768	990,302	
3年超5年以下		1,781,519	1,480,966	300,553		5,402,312	4,009,886	1,392,426	
5年超7年以下		2,498,165	1,996,744	501,421		1,713,308	1,311,431	401,876	
7年超10年以下		4,366,246	2,512,849	1,853,396		5,923,204	3,183,647	2,739,556	
10年超		49,875,464	38,255,240	11,620,224		52,820,619	40,698,622	12,121,996	
期限の定めのないもの		19,224,338	513,673	—		19,131,244	422,648	—	
残存期間別残高計		414,035,614	46,133,665	14,275,595		413,684,073	51,009,599	17,646,158	

（注1）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

（注2）「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

（注3）「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

（注4）「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

（注5）当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

項目		令和6年度					令和7年度				
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金		115,259	114,316	—	115,259	114,316	114,316	121,552	—	114,316	121,552
個別貸倒引当金		100,185	100,646	—	100,185	100,646	100,646	112,969	2,198	98,447	112,969
法人	農業	19,463	21,451	—	19,463	21,451	21,451	28,260	—	21,451	28,260
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	158	—	—	158
個人		80,721	79,195	—	80,721	79,195	79,195	84,551	2,198	76,996	84,551
合計		215,445	214,963	—	215,445	214,963	214,963	234,522	2,198	212,764	234,522

（注）当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③貸出金償却の額

（単位：千円）

項目		令和6年度	令和7年度
法人	農業	—	—
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—
	その他	—	—
個人		—	85
業種別計		—	85

（注）「貸出金償却の額」は、貸出金等から、個別貸倒引当金の既繰入額の当該償却に係る取崩額を控除した額を計上しています。

④信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項目	リスク・ウェイト（%）	令和6年度						令和7年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,456,717	—	1,456,717	—	—	—	1,553,677	—	1,553,677	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	6,320,797	—	6,320,797	—	—	—	7,322,135	—	7,322,135	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	15,559,523	—	15,559,523	—	—	—	20,418,317	—	20,418,317	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	334,915,688	—	334,915,688	—	66,983,137	20	326,319,719	—	326,319,719	—	65,263,943	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	821,744	—	50,007	—	50,007	100	682,542	—	—	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	8,143,944	50,907	5,003,476	5,090	4,193,989	84	6,914,630	71,477	4,055,651	7,147	3,435,887	85
（うちトランザクター向け）	45	—	34,000	—	3,400	1,530	45	—	52,500	—	5,250	2,362	45
不動産関連向け	20～150	9,959,269	—	9,846,998	—	6,081,583	62	10,549,032	—	10,362,220	—	6,664,154	64
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	814,203	—	792,194	—	264,226	33	784,267	—	740,281	—	241,695	33
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	8,260,010	—	8,177,517	—	5,089,353	62	8,942,085	—	8,806,867	—	5,714,401	65
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	885,055	—	877,286	—	728,003	83	822,679	—	815,071	—	708,057	87
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	192,372	1,175	189,615	117	231,073	122	170,366	558	168,624	55	200,935	119
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	76,236	—	76,236	—	76,236	100	50,331	—	50,331	—	50,331	100
取立未済手形	20	30,916	—	30,916	—	6,183	20	25,271	—	25,271	—	5,054	20
信用保証協会等による保証付	0～10	19,230,164	—	19,117,482	—	1,911,748	10	22,429,075	—	22,282,224	—	2,228,222	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	196,799	—	196,799	—	196,799	100	196,799	—	196,799	—	255,839	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	17,025,583	—	17,025,583	—	35,685,470	210	16,932,000	—	16,932,000	—	35,591,887	210
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	12,439,925	—	12,439,925	—	31,099,812	250	12,439,925	—	12,439,925	—	31,099,812	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	4,585,658	—	4,585,658	—	4,585,658	100	4,492,075	—	4,492,075	—	4,492,075	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちＳＴＣ要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（短期ＳＴＣ要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	115,416,229	—	—	—	—	—	113,696,256	—

⑤ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

（単位：千円）

項目	令和6年度 信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）							令和7年度 信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,320,797	—	—	—	—	—	6,320,797	7,322,135	—	—	—	—	—	7,322,135
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	15,559,523	—	—	—	—	—	—	15,559,523	20,418,317	—	—	—	—	—	—	20,418,317
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	334,915,688	—	—	—	—	—	—	—	334,915,688	326,319,706	—	—	—	—	—	—	13	326,319,719
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	50,007	—	—	—	50,007	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	100%	150%	250%	400%	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	196,799	—	—	196,799	—	—	196,799	—	—	196,799

	45%	75%	100%	その他	合計	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,400	828,907	489,779	3,686,481	5,008,567	5,250	876,417	808,677	2,372,455	4,062,799
（うちトランザクター向け）	3,400	—	—	—	3,400	5,250	—	—	—	5,250

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	95,299	—	—	—	413,922	—	—	—	—	—	79,384	203,589	792,194	100,417	—	—	—	389,342	—	—	—	—	—	64,005	186,517	740,281

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	7,974,358	—	—	—	203,159	—	8,177,517	—	—	—	—	—	8,328,672	—	—	—	478,089	106	8,806,867

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	417,699	349,658	109,928	—	—	1	877,286	353,484	235,635	225,951	—	—	1	815,071

	60%	その他	合計	60%	その他	合計
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—

	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計
不動産関連向けうちＡＤＣ向け	—	—	—	—	—	—	—	—

	50%	100%	150%	その他	合計	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	15,130	2,193	143,687	28,722	189,732	15,817	—	124,954	27,909	168,680
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	76,236	—	—	76,236	—	50,331	—	—	50,331

	0%	10%	20%	100%	その他	合計	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	1,456,717	—	—	—	—	1,456,717	1,553,677	—	—	—	—	1,553,677
取立未済手形	—	—	30,916	—	—	30,916	—	—	25,271	—	—	25,271
信用保証協会等による保証付	—	19,116,799	—	—	683	19,117,482	—	22,281,596	—	—	628	22,282,224
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑥資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：千円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値（%）	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	382,064,021	—	—	378,212,608	382,382,988	—	—	378,691,146
40%～70%	8,485,117	34,500	10%	8,410,587	8,810,251	53,058	10%	8,703,372
75%	928,146	12,944	10%	908,291	961,733	16,049	10%	940,422
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	3,664,862	—	—	3,615,342	2,328,251	500	10%	2,305,350
90%～100%	999,369	—	—	967,875	1,111,289	—	—	1,094,644
105%～130%	112,800	—	—	109,928	228,924	—	—	225,951
150%	352,295	380	10%	346,847	610,460	—	—	603,044
250%	196,799	—	—	196,799	196,799	—	—	196,799
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	100,763	4,257	10%	1,186	1,202	2,428	10%	1,445
合計	396,904,176	52,082	10%	392,769,467	396,631,899	72,036	10%	392,762,177

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

項目	令和6年度		令和7年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	34,411	35,616	31,041	34,658
自己居住用不動産等向け	—	298,773	—	286,822
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	28,691	—	27,866
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合計	34,411	363,082	31,041	349,346

（注1）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

（注2）「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

（注3）「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

（注4）「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：千円）

項目	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上　場	―	―	―	―
非上場	12,636,724	12,636,724	12,636,724	12,636,724
合計	12,636,724	12,636,724	12,636,724	12,636,724

②出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当ありません。

③貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当ありません。

④貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当ありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

9. 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	462	507	―	―
2	下方パラレルシフト	―	―	481	645
3	スティープ化	1,603	1,471		
4	フラット化	―	―		
5	短期金利上昇	―	―		
6	短期金利低下	846	767		
7	最大値	1,603	1,471	481	645
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	18,574		19,124	

【ＪＡの概要】

1. 機構図

大阪北部農業協同組合組織図

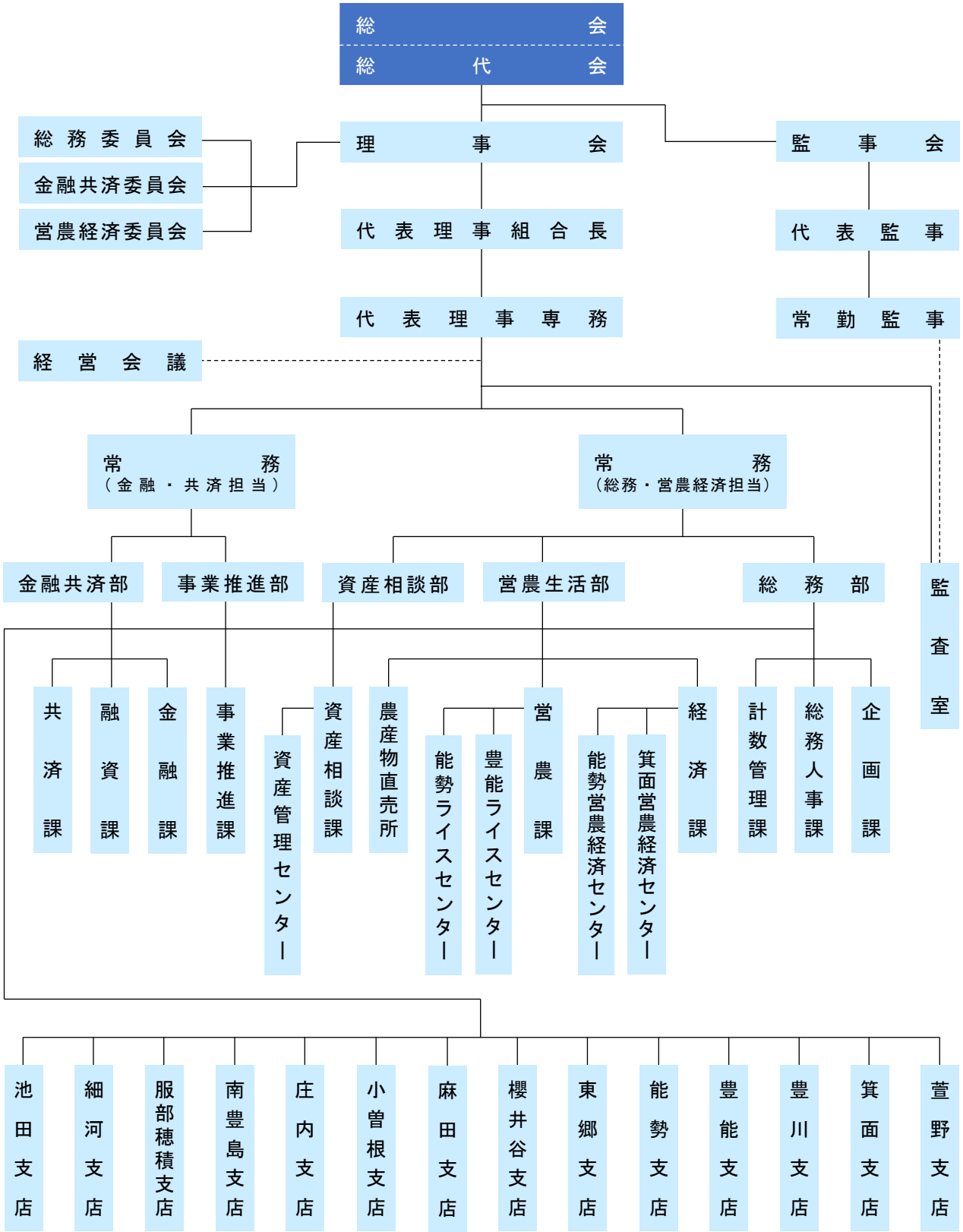

（令和8年7月1日現在）

2. 役員一覧

●理事

（令和8年7月1日現在）

役　職　名	氏　名		代表権	役　職　名	氏　名		代表権
代表理事組合長	中井　勝次	※2	有	理事	荒木　貴美子		無
代表理事専務	出口　久男	※3	有	理事	石垣　和之	※2	無
常務理事	阪本　雄一	※3	無	理事	中谷　芳雄	※2	無
常務理事	栁澤　久義	※3	無	理事	笹川　治久	※2	無
理事	乾　晃夫	※1	無	理事	苧田　一男	※2	無
理事	山﨑　明夫		無	理事	平尾　泰子		無
理事	大石　智	※2	無	理事	岸本　明彦		無
理事	東　昇	※2	無	理事	伊藤　源司	※2	無
理事	阪本　和代		無	理事	芦井　新治	※2	無
理事	橋本　肇	※2	無	理事	中井　孝男	※2	無
理事	岩渕　久克	※3	無	理事	渡邉　直美		無
理事	野沢　修次	※2	無	理事	半田　益宏	※2	無
理事	山田　浩史	※1	無	計25名（うち女性4名）			

（順不同）

（注）1. 氏名に「※1」を付した方は、農業協同組合法第30条第12項第1号の規定に該当する理事です。
2. 氏名に「※2」を付した方は、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項第1号“へ”の規定に該当する理事です。
3. 氏名に「※3」を付した方は、農業協同組合法第30条第12項第2号の規定に該当するとした理事です。
4. 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。

●監事

（令和8年7月1日現在）

役　職　名	氏　名	役　職　名	氏　名
代表監事	上森　一成		
常勤監事	大石　昌也		
監事	稲坂　展英		
監事	田中　勝宏		
監事	笹部　敏一		
監事	久保　裕章	計6名（うち女性0名）	

（順不同）

（注）久保 裕章は、農業協同組合法第30条第14項に定める要件を満たす員外監事です。

3. 会計監査人の名称

（令和8年7月1日現在）

名　　称	みのり監査法人
代　表　者	理事長　大森 一幸
主たる事務所	〒108-0014　東京都港区芝5-29-11　G-BASE田町14階

4. 組合員数

（単位：組合員数）

区　　分			令和6年度	令和7年度
正組合員	個人		3,525	3,494
	法人	農事組合法人	0	0
		その他の法人	3	3
	計		3,528	3,497
准組合員	個人		14,563	14,267
	農業協同組合		1	1
	農事組合法人		2	2
	その他の団体		109	114
	計		14,675	14,384
合　　計			18,203	17,881

5. 組合員組織の状況

（単位：名）

組　織　名	構　成　員　数
大阪北部農協実行組合長会連絡協議会	4,642
大阪北部農協女性協議会	436
大阪北部農協年金友の会	14,558
大阪北部農協資産管理部会	―

（注）1. 当ＪＡの組合員組織を記載しています。
2. 組織名については7月1日現在を、構成員数については3月31日現在を基準として記載しています。
3. 大阪北部農協資産管理部会は令和8年4月1日に発足しました。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

（令和8年7月1日現在）

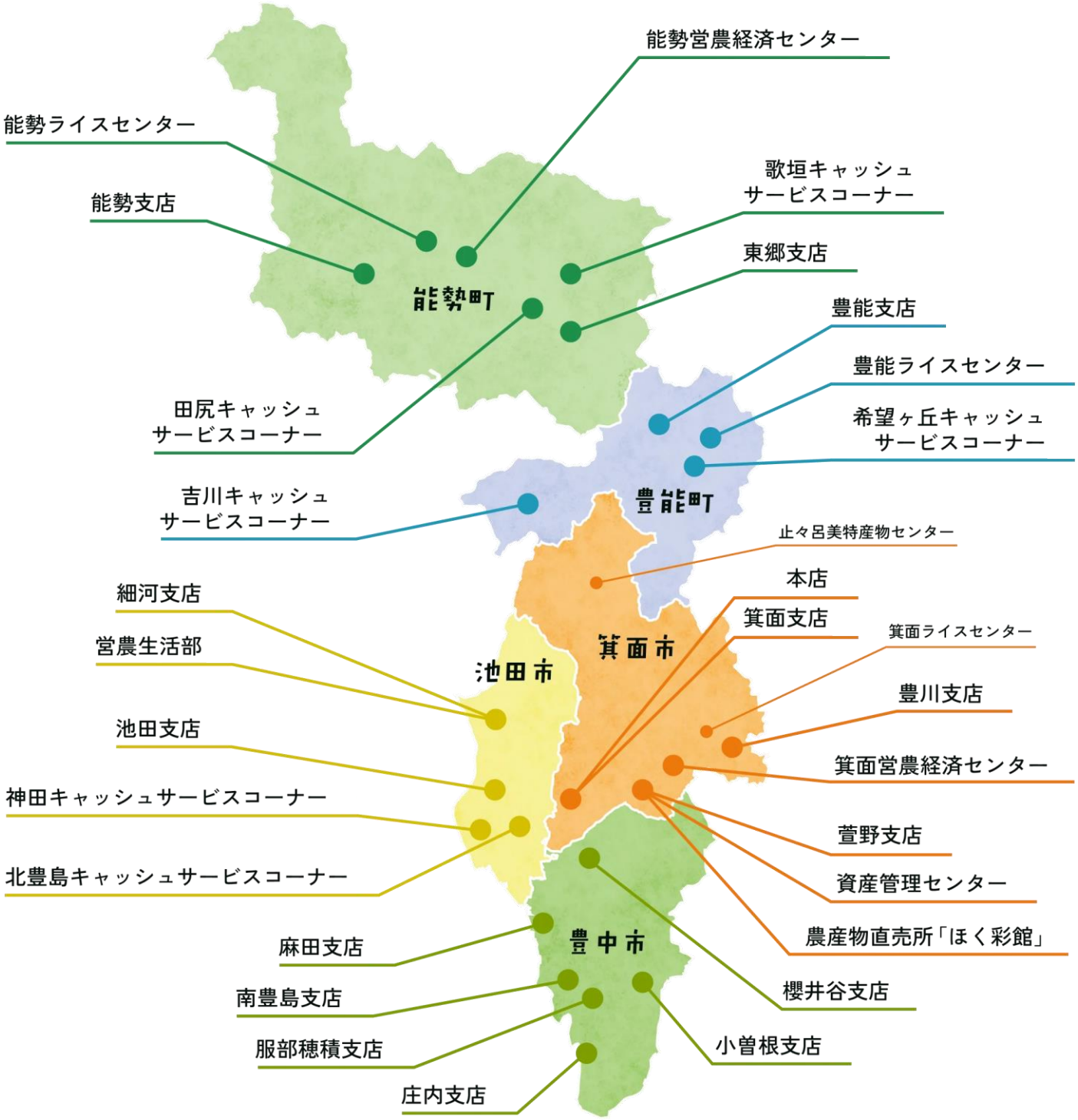

（単位：名）

	人口	組合員数
豊能町	16,458	1,137
能勢町	7,709	1,990
池田市	104,427	3,644
箕面市	140,751	4,850
豊中市	403,979	6,260

※人口…令和8年6月1日現在
（推計、大阪府ホームページより）
組合員数…令和8年3月31日現在

8. 沿革・あゆみ

ＪＡ大阪北部は平成12年4月1日に、名称のとおり大阪府北部に位置する豊能町・能勢町・池田市・箕面市・豊中市の3市2町に存する８ＪＡ(大阪豊能町農協・能勢町農協・池田市細河農協・池田市農協・箕面市農協・櫻井谷農協・豊中市農協・大阪南豊島農協)が合併し、本店・24支店・購買センター・2営農センター・給油所・旅行センター・資産管理センターで発足いたしました。発足時の貯金高は1,979億円、貸出金673億円、長期共済保有高は4,970億円でした。

平成12年	5月	大阪北部農協女性協議会、大阪北部農協年金友の会発足、 JA広報誌「JA大阪北部」を創刊（平成16年6月号より「ほくほく」に改名）
	6月	大阪北部農協実行組合長会連絡協議会発足
	8月	豊能営農センター（豊能ライスセンター）完成
平成13年	4月	大阪北部産キヌヒカリ米「シルク21」販売スタート
平成14年	1月	JAバンクシステム・JASTEMスタート
	2月	グループウエア（当JA内ネットワーク）稼働
平成17年	5月	宿野給油所廃止
平成18年	4月	第1次支店施設再編により4支店（箕面駅前支店、止々呂美支店、吉川支店、田尻支店）廃止
平成19年	4月	第2次支店施設再編により3支店（歌垣支店、宿野支店、中豊島支店）廃止
平成20年	2月	能勢営農経済センターオープン
	4月	第2次支店施設再編により4支店（神田支店、北豊島支店、秦野支店、才尊支店）廃止
		池田支店オープン
平成28年	11月	能勢支店新築オープン
	12月	豊能支店新築オープン
平成30年	2月	萱野支店・資産管理センター新築オープン
		農産物直売所グランドオープン
平成31年	3月	櫻井谷支店新築オープン
令和４年	5月	小曽根支店新築オープン
令和５年	2月	箕面営農経済センターオープン

9. 店舗一覧

（令和8年7月1日現在）

施設の名称	所在地の住所	電話番号	事業内容						
			信用	共済	購買	販売	指導	その他	CD・ATM
本店	〒562-0043　箕面市桜井2-8-8	072-725-0751	○	○					
営農生活部	〒563-0013　池田市中川原町331-1	072-748-1701			○	○	○	○	
萱野支店	〒562-0014　箕面市萱野2-6-16	072-722-4123	○	○	○	○			2台
箕面支店	〒562-0043　箕面市桜井2-8-8	072-721-2071	○	○	○	○			1台
豊川支店	〒562-0024　箕面市粟生新家3-5-25	072-729-7161	○	○	○	○			1台
豊能支店	〒563-0219　豊能町余野160-1	072-739-0555	○	○	○	○	○	○	1台
能勢支店	〒563-0351　能勢町栗栖58-1	072-734-0006	○	○	○	○		○	1台
東郷支店	〒563-0132　能勢町野間中682-1	072-737-0515	○		○	○			1台
櫻井谷支店	〒560-0054　豊中市桜の町4-1-9	06-6852-6875	○	○	○	○	○		1台
麻田支店	〒560-0033　豊中市蛍池中町1-4-30	06-6855-0661	○	○	○	○			1台
小曽根支店	〒561-0812　豊中市北条町3-4-40	06-6331-0643	○	○	○	○			1台
庄内支店	〒561-0833　豊中市庄内幸町4-7-23	06-6332-0181	○	○	○	○			1台
南豊島支店	〒561-0846　豊中市利倉東1-10-36	06-6863-6941	○	○	○	○	○	○	1台
服部穂積支店	〒561-0858　豊中市服部西町1-10-1	06-6864-0695	○		○	○			1台
細河支店	〒563-0013　池田市中川原町331-1	072-751-2668	○	○	○	○	○	○	1台
池田支店	〒563-0027　池田市上池田2-1-7	072-750-2127	○	○	○	○	○	○	1台
資産管理センター	〒562-0014　箕面市萱野2-6-16	072-725-0800						○	
農産物直売所	〒562-0014　箕面市萱野2-6-13	072-720-5711			○	○	○		
箕面営農経済センター	〒562-0012　箕面市白島2-3-4	072-749-3818			○	○	○	○	
豊能ライスセンター	〒563-0213　豊能町切畑241-1	072-732-2477					○	○	
能勢ライスセンター	〒563-0352　能勢町大里221-1	072-734-2112					○	○	
能勢営農経済センター	〒563-0341　能勢町宿野172-1	072-734-0017			○	○	○	○	

○店外ＡＴＭ

（令和8年7月1日現在）

施設の名称	所在地の住所	ＡＴＭ 設置台数
希望ヶ丘キャッシュサービスコーナー	豊能町希望ヶ丘6-1-12	1台
吉川キャッシュサービスコーナー	豊能町東ときわ台1-2-3	1台
田尻キャッシュサービスコーナー	能勢町下田尻130-1	1台
歌垣キャッシュサービスコーナー	能勢町倉垣923	1台
神田キャッシュサービスコーナー	池田市神田2-3-19	1台
北豊島キャッシュサービスコーナー	池田市石橋1-21-28-Ａ号	1台

【参考】開示項目一覧

〔農業協同組合法施行規則第204条に基づく開示項目〕

1.組合の概況及び組織に関する事項
業務の運営の組織 …… 88
理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 …… 89
会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称 …… 90
事務所の名称及び所在地 …… 93
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に
関する事項 …… 90

2.組合の主要な業務の内容
主要な業務の内容 …… 26

3.組合の主要な業務に関する事項
直近の事業年度における事業の概況 …… 5
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 …… 58
経常収益、経常利益又は経常損失、当期剰余金又は当期損失金
出資金及び出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高
貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率
法第52条第2項の区分毎の剰余金の配当の金額、職員数
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標
主要な業務の状況を示す指標
事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業
純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く） …… 59
資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 …… 59
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り
及び総資金利ざや …… 59
受取利息及び支払利息の増減 …… 60
総資産経常利益率及び資本経常利益率 …… 73
総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 …… 73
貯金に関する指標
流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高…… 61
固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他
の区分ごとの定期貯金の残高 …… 61
貸出金等に関する指標
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 …… 62
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 …… 62
担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、
農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。)の
貸出金残高及び債務保証見返額 …… 62
使途別(設備資金及び運用資金の区分をいう。)の貸出金残高 …… 63
主要な農業関係の貸出実績 …… 64
業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に
対する割合 …… 63
貯貸率の期末値及び期中平均値 …… 73
有価証券に関する指標
商品有価証券(商品国債、商品地方債、商品政府保証債
及び貸付商品債券の区分をいう。)の平均残高 …… 67
有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券
及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分
をいう。)の残存期間別の残高 …… 67
有価証券の種類別の平均残高 …… 67
貯証率の期末値及び期中平均値 …… 73

4.組合の業務運営に関する事項
リスク管理の体制 …… 15
法令遵守の体制 …… 16
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 …… 13
金融ADR制度への対応 …… 22

5.組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金
処理計算書 …… 37
債権のうち下に掲げるものの額及び①～④までの合計額 …… 65
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、
③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された
信託を含む。）に係る債権のうち下に掲げるものの額及び
①～④までの合計額 …… 66
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権、②危険債権、
③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権
自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官
が別に定める事項 …… 74
下の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益 …… 68
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、
金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 …… 66
貸出金償却の額 …… 66
会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に
基づき会計監査人の監査を受けている旨 …… 57

【その他の開示項目(任意開示項目)】
ごあいさつ …… 1
経営理念 …… 2
経営方針 …… 2
内部統制システム基本方針 …… 3
経営管理体制 …… 2
事業活動のトピックス …… 7
農業振興活動 …… 9
自己改革工程表 …… 10
地域貢献情報等 …… 13
組合員から監事への情報提供窓口 …… 17
利用者保護等への取組み …… 17
利益相反管理への取組み …… 18
反社会的勢力への対応 …… 20
金融円滑化への取組み …… 21
手数料一覧 …… 29
ＪＡバンク・セーフティーネット …… 35
キャッシュ・フロー計算書 …… 41
部門別損益計算書 …… 55
財務諸表の正確性等にかかる確認 …… 57
貯金の科目別期末残高 …… 61
貸出金の科目別期末残高 …… 62
金融再生法開示債権の状況 …… 65
為替業務等取扱実績 …… 66
預かり資産の状況 …… 68
共済事業取扱実績 …… 69
購買事業取扱実績 …… 71
販売事業取扱実績 …… 71
指導事業 …… 72
その他の事業 …… 72
職員一人当たり指標 …… 73
一店舗当たり指標 …… 73
組合員数 …… 90
組合員組織の状況 …… 90
地区一覧 …… 91
沿革・あゆみ …… 92

用語解説

用　　語	解　　説
ＡＬＭ	「Asset Liability Management」の略語で、日本語では「資産・負債の総合管理」のことをいい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。
オフ・バランス取引	貸借対照表に計上されない取引のことをいい、簿外取引と呼ばれます。
キャッシュ・フロー	文字通りキャッシュ（現金・資金）の流れ(フロー）のことをいい、経営活動の結果、一定期間にどれだけ「キャッシュの流入（キャッシュ・イン）」があり、また、どれだけ「キャッシュの流出(キャッシュ・アウト）」があったかということを意味します。また、一般的にキャッシュといえば「現金」のことをいいますが、キャッシュ・フロー計算書でいう「キャッシュ(資金）」とは、「現金及び現金同等物（短期間に自由に現金化できるもの）」のことをいいます。
減損損失	固定資産の減損会計とは、取得原価主義という基本のもとで、固定資産の価格や収益性が著しく低下しているような場合に帳簿価額の臨時的な減額を行う会計処理のことであり、この固定資産の減損会計に基づく損失を減損損失といいます。
コンプライアンス	「法令遵守」や「企業倫理」という意味です。企業が法令を遵守すること、広く倫理や道徳を含む社会的規範を遵守することをいいます。
税効果会計	会計上の「収益」又は「費用」と法人税法における課税所得計算上の「益金」又は「損金」の認識時点の相違などから、会計上の資産又は負債の額と課税所得計算上の資産又は負債の額に相違がある場合において、それらの相違に係る法人税等の額を適切に期間配分することを目的とする会計上の手続のことをいいます。
リスク・アセット	リスクを保有する資産（貸出金、有価証券など）をリスクの大きさに応じて一定の掛け目を乗じ、再評価した資産額のことをいいます。
リスクフリーレート	言葉のとおり、リスクがフリー（ない）な資産等の金利という意味。現実に、リスクが皆無の運用資産等は存在しないが、無リスクに近いであろうというものを指します。 対象が個人、金融機関で何がリスクフリーレートなのか違いがあるが、一般的には次のように整理されています。 ・個人　　：普通貯金金利、国債金利 ・金融機関：コールレート
ＯＩＳ	「Overnight Index Swap」(翌日物金利スワップ)の略で、固定金利と変動金利の翌日物レートを交換するスワップ取引のことをいいます。
ＩＲＲＢＢ	「Interest Rate Risk in the Banking Book」の略で、金利水準の不利な変動が銀行勘定に与える影響から生じる、銀行の資本及び損益に対する既存ないし将来的なリスクをいいます。

用　　語	解　　説
⊿ＥＶＥ	「Economic Value of Equity」の略で、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
⊿ＮＩＩ	「Net Interest Income」の略で、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
上方パラレルシフト	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
下方パラレルシフト	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
スティープ化	短期金利と長期金利の差が大きくなることをいいます。
フラット化	短期金利と長期金利の差が小さくなることをいいます。
短期金利上昇	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
短期金利低下	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

大阪北部農業協同組合

〒562-0043 大阪府箕面市桜井2丁目8番8号
TEL.072(725)0751
https://www.ja-osakahokubu.or.jp/